

包括的な支援について②

地域共生・地域の支え合いの実現に向けて

- 人びとの暮らしや地域のあり方が多様化している中、地域に生きる一人ひとりが尊重され、多様な経路で社会とつながり参画することで、その生きる力や可能性を最大限に発揮できる「地域共生社会」の実現を目指す。
- 2040年には、人口減少・少子高齢化がさらに進展し、単身世帯が4割、就職氷河期世代の高齢化等の状況にも直面。地縁・血縁による助け合い機能が低下する中、従来のタテワリの制度では複合化・複雑化した生活課題への対応が困難となる。このため、①**丸ごと相談（断らない相談）の実現**、②**地域共生に資する取組の促進**、③**高齢者も障害者も利用できるサービスの推進**について検討を行う。

I 丸ごと相談（断らない相談）の実現

- ◆ 8050問題など、世帯の複合的なニーズやライフステージの変化に柔軟に対応できるよう、新たな制度の創設を含め、包括的な支援体制の構築に向けた方策を検討（制度別に設けられている各種支援の一体的実施）

- ・「断らない」相談支援
- ・多様で継続的な「出口支援」（社会参加・就労支援、居住支援など）
- ・**地域における伴走体制の確保**

今回ご議論いただく点

※あわせて、就職氷河期世代等への支援の強化を検討

- ・生活困窮者への就労準備支援事業等の全対象自治体での実施の促進
- ・地域におけるひきこもり支援の強化

II 地域共生に資する取組の促進

- ◆ 地域住民をはじめとする多様な主体がつながり、活動する地域共生の取組の促進

- ・地域活動が生じるプラットフォームの形成・展開の支援等
- ・民間からの資金調達の促進
- ・NPO、社会福祉法人等の多様な主体による事業の促進
- ・地方創生施策、住宅セーフティネット制度との更なる連携や農福連携の一層の推進など他省庁との連携策を促進

今回ご議論いただく点

III 高齢者も障害者も利用できるサービスの推進

- ◆ 高齢者も障害者も利用できるサービスの推進
- ・介護分野・障害分野の実態を踏まえた社会参加や就労的活動を含むサービス・支援

1. 地域づくりの必要性とあり方

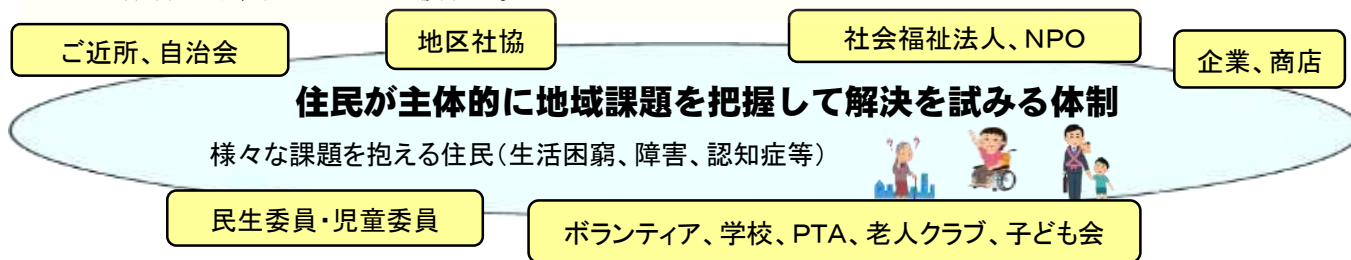
「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりの強化のための取組の推進

(1) 地域力強化推進事業（補助率3/4）

- 住民の身近な圏域において、住民が主体的に地域課題を把握し、解決を試みることが
できる体制を構築することを支援する。

平成31年度予算
平成30年度予算
平成29年度予算

28億円（200自治体）
26億円（150自治体）
20億円（100自治体）



地域における他分野
まちおこし、産業、
農林水産、土木、
防犯・防災、環境、
社会教育、交通、
都市計画

住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりを支援



[1] 地域福祉を推進するために必要な環境の整備(他人事を「我が事」に変えていくような働きかけ)



[2] 地域の課題を包括的に受け止める場（※）

※ 地域住民ボランティア、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、
相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等

- 市町村レベルにおいて「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりに係る普及
啓発の取組や、都道府県による市町村における地域づくりへの支援を実施する。

ニッポン一億総活躍プラン （H28.6.2閣議決定）

小中学校区等の住
民に身近な圏域で、
住民が主体的に地域
課題を把握して解決
を試みる体制づくり
の支援。

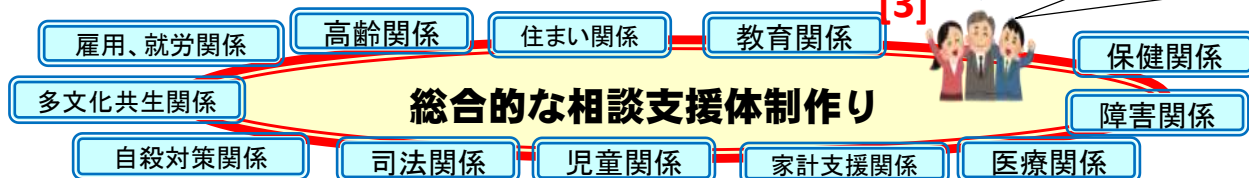
世帯全体の複合
化・複雑化した課題
を受け止める、市町
村における総合的な
相談支援体制づくりの
推進。

(2) 多機関の協働による包括的支援体制構築事業（補助率3/4）

- 複合化・複雑化した課題に的確に対応するために、各制度ごとの相談支
援機関を総合的にコーディネートするため、相談支援包括化推進員を配置
し、チームとして包括的・総合的な相談体制を構築する。

相談支援包括化推進員

世帯全体の課題を的確に把握
多職種・多機関のネットワーク化の推進
相談支援包括化推進会議の開催等



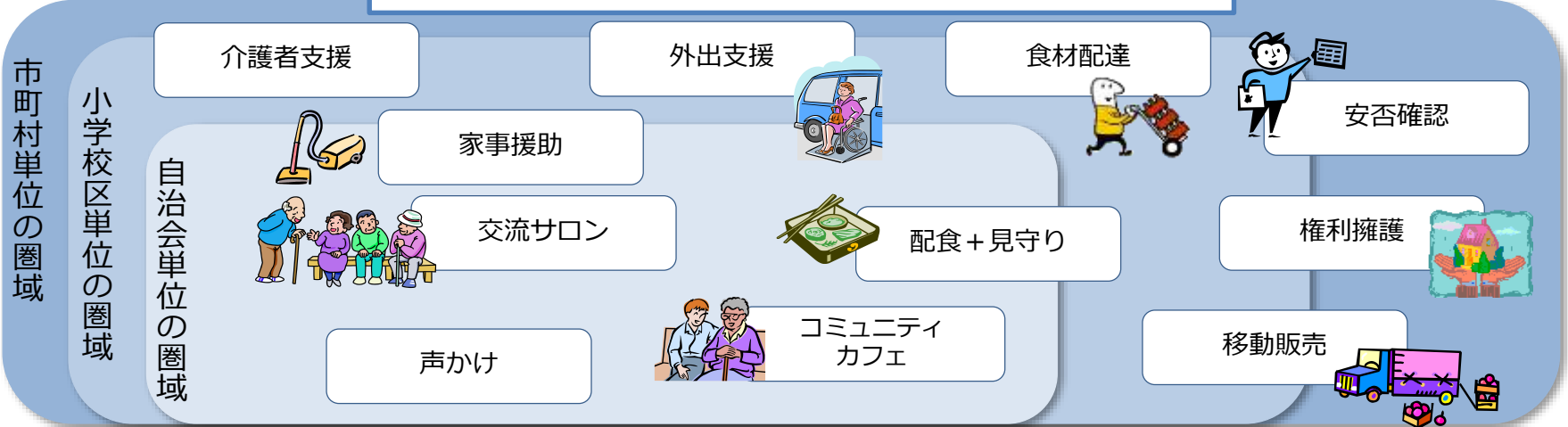
新たな社会資源の創出
地域に不足する資源の検討

多様な主体による生活支援・介護予防サービスの重層的な提供

○高齢者の在宅生活を支えるため、ボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人、協同組合等の多様な事業主体による重層的な生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築を支援

- ・介護支援ボランティアポイント等を組み込んだ地域の自助・互助の好取組を全国展開
- ・「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」の配置や協議体の設置などに対する支援

生活支援・介護予防サービスの提供イメージ



事業主体

民間企業

NPO

協同組合

社会福祉法人

ボランティア

等

バックアップ

市町村を核とした支援体制の充実・強化（コーディネーターの配置、協議体の設置等を通じた住民ニーズとサービス資源のマッチング、情報集約等）

➡ 民間とも協働して支援体制を構築

生活困窮者自立支援制度の理念

1. 制度の意義

※以下に掲げた制度の意義、めざす目標、具体的な支援のかたちは、いずれも本制度の「理念」とされている。

本制度は、生活保護に至っていない生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」を全国的に拡充し、包括的な支援体系を創設するもの。

2. 制度のめざす目標

(1)生活困窮者の自立と尊厳の確保

- ・本制度では、本人の内面からわき起こる意欲や想いが主役となり、支援員がこれに寄り添って支援する。
- ・本人の自己選択、自己決定を基本に、経済的自立のみならず日常生活自立や社会生活自立など本人の状態に応じた自立を支援する。
- ・生活困窮者の多くが自己肯定感、自尊感情を失っていることに留意し、尊厳の確保に特に配慮する。

(2)生活困窮者支援を通じた地域づくり

- ・生活困窮者の早期把握や見守りのための地域ネットワークを構築し、包括的な支援策を用意するとともに、働く場や参加する場を広げていく。(既存の社会資源を活用し、不足すれば開発・創造していく。)
- ・生活困窮者が社会とのつながりを実感しなければ主体的な参加に向かうことは難しい。「支える、支えられる」という一方的な関係ではなく、「相互に支え合う」地域を構築する。

3. 新しい生活困窮者支援のかたち

- (1)包括的な支援...生活困窮者の課題は多様で複合的である。「制度の狭間」に陥らないよう、広く受け止め、就労の課題、心身の不調、家計の問題、家族問題などの多様な問題に対応する。
- (2)個別的な支援...生活困窮者に対する適切なアセスメントを通じて、個々人の状況に応じた適切な支援を実施する。
- (3)早期的な支援...真に困窮している人ほどSOSを発することが難しい。「待ちの姿勢」ではなく早期に生活困窮者を把握し、課題がより深刻になる前に問題解決を図る。
- (4)継続的な支援...自立を無理に急がせるのではなく、本人の段階に合わせて、切れ目なく継続的に支援を提供する。
- (5)分権的・創造的な支援...主役は地域であり、国と自治体、官と民、民と民が協働し、地域の支援体制を創造する。

コミュニティソーシャルワーカーが支える住民主体の地域活動(大阪府豊中市)

自治体概要※

人口 398,479

面積 36.60km²

小学校数* 41

中学校数* 18

※2019年4月1日現在

* 市立のみ

- 小学校区ごとに設置した「校区福祉委員会」(地域住民が活動の中心)において、ごみ屋敷など、なんでも相談を通じて把握した課題を地域住民とともに解決を図る。
- 社会福祉協議会(生活困窮者自立支援制度の自立相談支援の委託も受ける)のCSW(コミュニティソーシャルワーカー)が、専門的観点からサポート。

住民に身近な地域での取組

◎校区福祉委員会

- 小学校区ごとに設置された自主ボランティア組織
- 校区内の福祉問題を解決するために、地域の各種組織の協力を得て活動
- 配食サービス、ミニデイサービス、サロン事業、ボランティアの育成・登録等を実施



豊中あぐり

◎豊中あぐり(新たな担い手の育成)

- 都市型農園を拠点に、人の交流と社会参加を促進(中高年男性中心)し、地域福祉の担い手づくりを目指す

◎福祉なんでも相談窓口(地域福祉の活動拠点)

- ボランティア(校区福祉委員、民生・児童委員)がどのような相談でも受け止める。

◎CSW(コミュニティソーシャルワーカー)

- 市社会福祉協議会のCSWが専門的観点から住民活動をサポート
- 住民と協働しながら、地域のニーズを把握
- 必要に応じて、関係機関や広域のネットワーク会議等につなぐ



住民・専門職によるアウトリーチ(ローラー作戦)

市レベルでの取組

地域包括ケアシステム推進総合会議(市全域)

- 多分野の相談支援機関の課題共有、しくみづくりの場

高齢

障害

子育て

医療

生活困窮

民生・児童委員
校区福祉委員

警察

消防

コミュニティ
ソーシャルワーカー

連携

連携

地域福祉ネットワーク会議 (日常生活圏域：市内7地域) 【高齢部会・障害部会・子ども部会】

- 専門職、高齢・障害・児童の施設事業所、地域住民、民生委員・児童委員などが参加
- ワークショップなどを通じた課題共有・地域連携の場

地域の実践例：おおた高齢者見守りネットワーク (愛称：みま～も！ 東京都大田区)

- 地域包括支援センターが、**住民や商店街など地域を巻き込み発足**。
- 「いくつになっても安心して暮らし続けるまちづくり！」を合い言葉に、地域の医療・保健・福祉の**専門職(事業所)**、**民間企業が「協賛金」を出し合い活動**。
- 商店街の**空き店舗を改修した「ステーション」**で、日常的に住民と専門職がつながり、住民が参加者としてではなく「**やりたい事を実現**」できる「**場**」を提供。
- 地域医療の中核となる**病院**が、**地域の居場所である「おおもり語らいの駅」**をベースに、**全世代対象対応型地域包括ケア**を具現化していく**モデル**を提供。

元気かあさんのミマモリ食堂



おおもり語らいの駅



支援が必要な人を見守り・支え合うネットワークとは？

対応のネットワーク

気づきネットワーク

見守りネットワーク

自らSOSの声を上げられない人

配達・接客

参加・利用

交流

交流・気づき

配達配達員
新聞配達員
郵便配達員

百貨店
コンビニ
商店街
老人クラブ
金融機関
薬局

地域住民

相談・通報

相談

マンション
管理組合
民生委員
交番
町内会
自治会
商店街

相談・通報

気づきのネットワーク

相談・通報

ケアマネジャー

医療機関

社会福祉協議会

消費生活センター

地域包括支援センター
(早期介入が可能になる)

行政

サービス
事業者

施設

警察

消防

対応のネットワーク

普及・啓発

みまも & おおもり語らいの駅



幸手・杉戸モデル～ふつうに くらせる しあわせ～

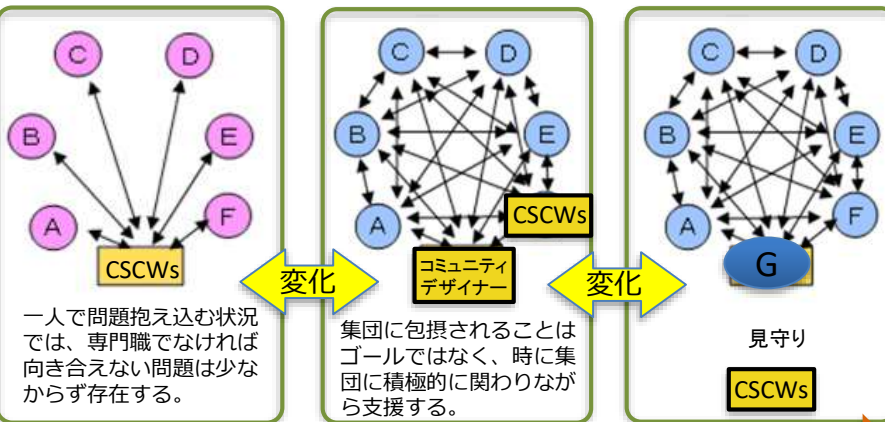
概要：埼玉県幸手市と杉戸町で模索されている生活モデルを基盤とした地域包括ケアシステム

対象：あらゆる世代のあらゆる生活問題を対象とする。生活問題における個別性、複雑性、複合性を前提とする。

目的と方法：QOLを目的として、生きることの苦しみ（以下、生活問題）に共に立ち向かう支援（生活モデル的支援）。

A. ソーシャルワーク

生活問題を一人だけで抱え込む状況を打開し、集団に包摂されながら、安心して暮らせる環境、すなわち、ケアリング・コミュニティを手に入れることができるよう、ソーシャルワークを通じて支援する。



効率化

生活モデル的支援（①伴走型支援 ②エコシステムの理解 ③エンパワメント）が得られるように個人あるいは集団をソーシャルワークを通じて人生横断的に支援する。

支援

利用

変

支援

B.アウトリーチ

「コミュニティソーシャル・ケアワーカーズ（CSCWs）」の組織

コミュニティナース・コミュニティソーシャルワーカー・ケアマネジャーから成るチーム。支援が届かない住民を訪問する。

「地域丸ごと何でも相談」の設置

電話、FAX、Eメール、SNSでアクセス可能なんでも相談窓口。

※将来的にはAIやICTを活用した効率化の可能性が想定される。

「地域包括ケア会議」の設置と生活支援に関わる拠点同士の協働

地域包括支援センター、在宅医療連携拠点、社会福祉協議会等がアウトリーチで得られた情報を共有し、協働して支援を検討・提供する。

効率化

C.包括的ケアシステムの構築（包括ケア化）

誰にでも個別的に利用可能な包括的ケアへの発展

地域包括ケア関連協議会に子育て総合窓口や社会福祉協議会、医療や介護、福祉など社会保障など公的な制度的支援のうち「地域づくりに資する取り組み」を統合し、個人の個別的な生活問題に対して道具的支援として一体的に利用可能な状態にするために、生活支援（主）のニーズに応じてケアシステム（従）を持続的に改変する

生活に関する情報の包括化

ICTの活用 地域EHR とねっとを用いて健康や医療、介護だけでなく包括的情報基盤（人生記録）に発展させていく。

D.ケアリングコミュニティ形成へ向けた支援

地域の福祉的な取り組みや担い手を創出、発掘し、承認、連携を支援

コミュニティデザイナーとして承認し、相互に連携を支援する。

地域に開かれた福祉的実践を増やす／支援する

住民や専門職の地域に開かれた福祉的実践を支援・強化する

ソーシャルワークの技術を市民へ教育的に広げる

子供たちに寄り添いや傾聴を社会教育、ケアを受ける経験を確保する。

<留意点>

- ・ ソーシャルワークとは制度的な相談支援だけでなく、あらゆる個人と社会関係の調整を示す。
- ・ 生活問題に包括的ケアシステムを道具的かつ一体的に利活用する。
- ・ 全ての住民が多様で複数の集団に接続、包摂されながら支え合い、それぞれの生活的価値（QOL）を追求することがケアリングコミュニティの状態像であり、家族や地縁団体のような伝統的な共同体を示すものではない。
- ・ 個人のQOLを目的とした継続的な支援活動である。
- ・ 支援する人も支援の対象とする。
- ・ 地域は必ずしも福祉的ではないことを前提に、人生横断的な専門職によるソーシャルワークが必要不可欠である。

地域の実践例：「地域循環型まちづくり」（滋賀県東近江市）

市の概要

人口：115,252人
高齢化率：24.7%
保護率：6.5%
産業構造：
1次産業 4.4%
2次産業 39.3%
3次産業 51.0%



- 平成26年の「協働のまちづくり条例」施行を契機に、ヒト・モノ・カネが地域で回る仕組みをつくり、食・エネルギー・ケアの自給圏を創造する「地域資源を生かした地域完結型のまちづくり」が本格化。
- 「どのような地域にしたいか」を考えながら地域の姿を創造していく中で、地域経済が循環する仕組みを構築し、いくつものプロジェクトが誕生。

→その一つとして、里山整備を起点に障害者・生活困窮者の就労の場の創出と、薪生産・関連製造業が生まれた。

【地域課題】

- 里山の木を切り出し薪にする人手不足により、枯れた木々が放置されるようになった。
- この結果、鳥獣被害が深刻化。

【取組内容】

- 障害者・生活困窮者が薪割りの活動に参加。
- この活動がきっかけとなり、薪ストーブの開発や薪木の販売事業、木くずを使った着火剤の製造へと活動が発展し、生活困窮者も参加。

- 地域資源を生かして地域課題の解決を目指す取組の中で、**里山保全・生活困窮者の就労の場の確保、地域経済の活性化をセットで実現。**



伴走支援

- 一人ひとりが多様で複雑な問題に面しながらも、生きていこうとする力を高め(エンパワーメント)、自律的な生を支える支援

(※) 自律・・・個人が主体的に自らの生き方を追求できる状態にあること

- 「支える」「支えられる」という一方向の関係性ではなく、支援者と本人が支援の中で人として出会うことで、互いに学び合い、変化する。



地域住民同士のケア・支え合う関係性

- 一人ひとりの人生・生活は多様かつ複雑であり、社会に関わる経路は多様であることが望ましく、専門職による伴走支援のみを想定することは適切でない。

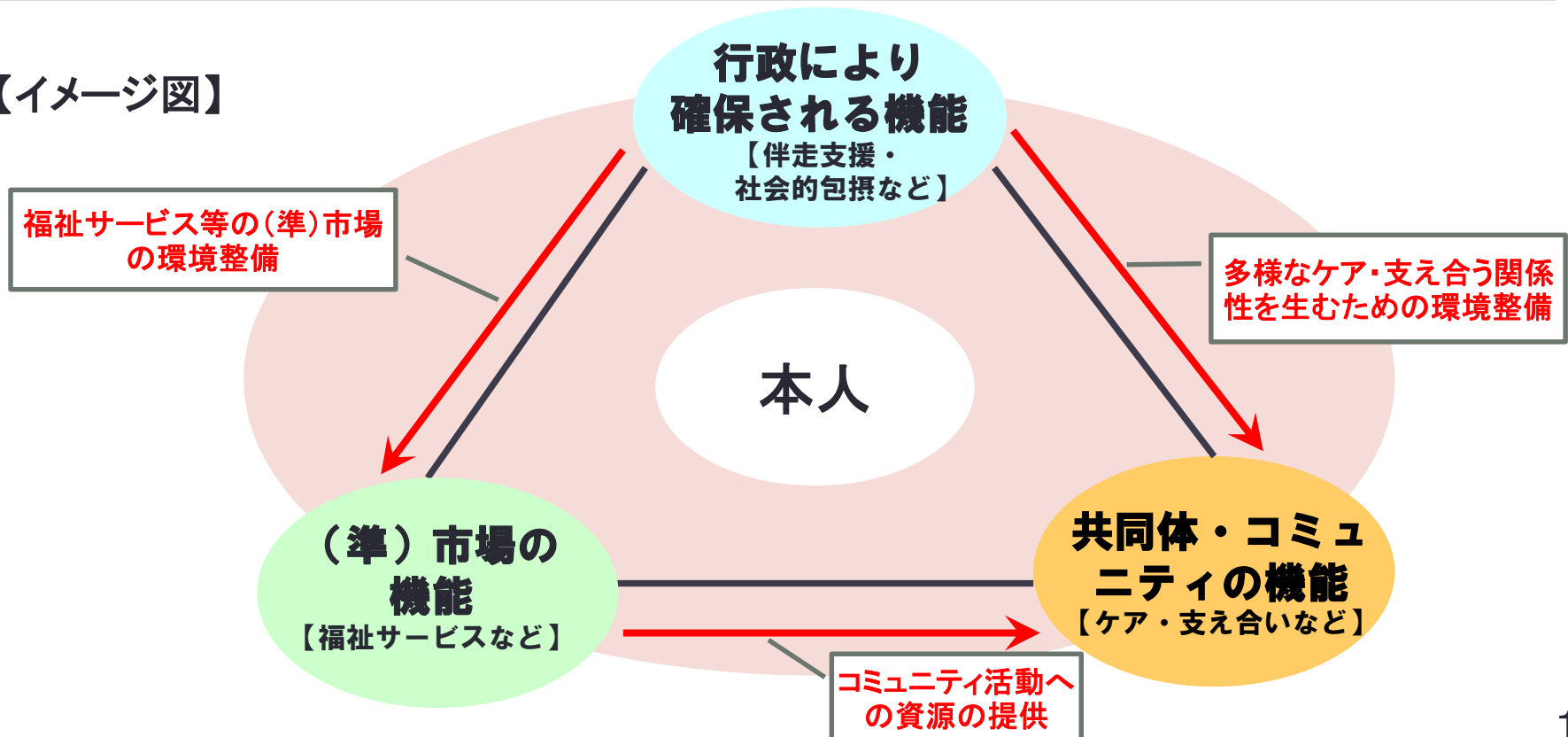
- 地域の実践では、専門職による関わりの下、地域住民が出会い、お互いを知る場や学び合う機会を通じて、徐々に住民同士のケア・支え合う関係性が生じ広がっている事例が見られる。

セーフティネットの構築に当たっての視点

- 人と人とのつながりそのものがセーフティネットの基礎となる。
 - ー地域における出会いや学びの場を作り出し、多様なつながりや参加の機会が確保されることで、地域住民のケア・支え合う関係性が生まれる
 - ー専門職による伴走支援の普及や、地域に開かれた福祉の実践によって、個人と地域・社会とのつながりが回復し、社会的包摂が実現される
- これらの関係性が重なり合い、そして関係性同士が繋がっていくことで、地域におけるセーフティネットが充実していくのではないか。
- 制度設計の際には、セーフティネットを構成する多様なつながりが生まれやすくするための環境整備を行う観点と、専門職等の伴走によりコミュニティにつなぎ戻していく社会的包摂の観点が重要ではないか。

- 国民一人ひとりが、課題を抱えながらも自律的な生活を継続することを支援していく上では、「自助・互助・共助・公助」の固定的な役割分担ではなく、
- ①(準)市場の機能【福祉サービスなど】
 - ②共同体・コミュニティ(人と人との関係性)の機能を通じた保障【ケア・支え合いなど】
 - ③行政により確保される機能を通じた保障【伴走支援・社会的包摂など】
- のそれぞれが連携しながら、バランスの取れた形で役割を果たし、セーフティネットを充実させていくという視点が必要なのではないか。
- これまでの福祉政策は、福祉サービス等の(準)市場の環境整備に重点が置かれてきたが、血縁、地縁、社縁といった共同体機能の低下を踏まえると、①～③のバランスを保つためには、共同体・コミュニティのケア・支え合いなどの機能の充実を図るための環境の整備が必要と考えられる。

【イメージ図】



地域共生社会とは

- ◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、**住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会**

支え・支えられる関係の循環 ～誰もが役割と生きがいを持つ社会の醸成～



- ◇居場所づくり
- ◇社会とのつながり
- ◇多様性を尊重し包摂する地域文化

- ◇生きがいづくり
- ◇安心感ある暮らし
- ◇健康づくり、介護予防
- ◇ワークライフバランス

すべての人の生活の基盤としての地域

地域における人と資源の循環 ～地域社会の持続的発展の実現～

- ◇社会経済の担い手輩出
- ◇地域資源の有効活用、雇用創出等による経済価値の創出

- ◇就労や社会参加の場や機会の提供
- ◇多様な主体による、暮らしへの支援への参画

すべての社会・経済活動の基盤としての地域



農林



環境



産業



交通

.....

<論点 1>

今後の地域づくりのあり方については、以下のような考え方のもと取組を進めていく必要があると考えるが、いかがか。

- ◆ 住民は、地域の暮らしの中で困り事を抱えているのであり、個別支援の中でも、本人だけでなく地域に働きかけていく観点が必要である。
- ◆ 地域の実践では、地域住民の“気づき”の力と一体となった相談支援等の体制を作ることによって、地域における包摂が進んでいる例がみられる。また、参加する個々の住民の意欲や関心に基づく取組を進めることで、住民が地域づくりの主体となっていく動きもみられる。
- ◆ このため、地域における包括的な支援体制を検討する際には、断らない相談支援や、社会とのつながりや参加の支援のための方策とともに、多様なコミュニティにおけるつながりを育むための方策を検討する必要がある。
- ◆ 一方、地域の暮らしを構成しているのは福祉だけではなく、本人や地域が抱える課題も直接福祉に関係するものだけではない。また、福祉を含む地域の社会・経済活動は、地域社会の持続を前提としている。
- ◆ 誰もが多様な経路で社会に参加することができる環境を確保する観点からは、地域の持続可能性への視点を持つとともに、まちづくり・地域産業など他の分野との連携・協働を強化することが必要と考えられる。

2. 地域住民のケア・支え合う関係性 (福祉の観点からの地域づくり)

地域におけるケア・支え合う関係性(地域づくり)に関する意見

検討会での意見

【考え方】

- 地域住民のソーシャルワーク機能、地域社会を変革していく力を蓄えていくことが重要。
- 地域を課題発見・解決の場にするをはじめから目標、目的にするのではなく、住みよい地域づくり、やりたいことの実現を目指すことからスタートすべき。
- 個別支援と地域づくりの専門性は分けて考えるべき。

【手法】

- 個別支援と地域づくりの専門性は分けて考えるべき。(再掲)
- 地域住民が福祉と出会うプラットフォームをつくることが重要。
- 例えば、子育てを入り口にした地域とのつながりを、継続・発展させると良い。

【機能・人材等】

- コーディネート機能、人材の中間支援があることも重要。
- 地域づくりに貢献できる人材をコーディネートする人が必要。
- 地域が担う部分と公的に支える者との整理が必要。

自治体協議での意見

【地域づくりを進めている中での実感】

- 行政が率先して進めた地域づくりはうまくいかない。
- 「住民主体」という意識をどう引き出していくかが難しい。
- 自治会等の既存組織は疲弊しており、「これ以上何をさせるんだ」という意見が毎回でる。
- 自治会という狭いエリアでは、弱みをさらけ出すことができないこともある。

【求められる内容】

- あまり課題を絞って関心を向けさせなくてもよいのではないかと。「わくわくすること」に人は集まりやすいが、福祉課題には集まりにくい。
- 住民の「やりたい」という気持ちに伴走しながら、後方支援をしっかりと行う必要がある。
- 地域づくりに共通するプレイヤーを集めた中で、情報を共有する場を作ることが必要。
- 多様なステークホルダーが集まる場で、地域の「困っている」と「もったいない」を出し合い、組み合わせで解決するような話し合いを実施。
- イベント等で、人が集まることから思いがけない効果が生まれることもある。

「まちの保健室」を拠点としたワンストップ相談（三重県名張市）【モデル事業】

自治体概要※

人口 78,553

面積 129.77km²

小学校数* 14

中学校数* 5

※2019年4月1日現在

* 市立のみ

- 複合的な生活課題（高齢者、就労支援、子ども、健康、障害者、空き家、DV、自殺、生活困窮者、消費者被害、認知症、難病、教育、子どもの貧困等）を抱える人の相談に、まちの保健室（地域包括支援センターのランチ）を拠点とした相談窓口がワンストップ窓口として機能するよう体制を整備。（小学校圏域に市内15か所）
- 直営の地域包括支援センターに配置されたエリアディレクターが地域の課題を検討する各種会議等を通じて、関係機関のネットワーク（エリアネットワーク）の強化を促進する。

住民に身近な地域での取組

◎地域づくり組織

- 区長制度を廃止し、市内15の地域の「地域づくり組織」に整理。
- 市から「地域づくり組織」に対し使途自由な「ゆめづくり地域交付金」（既存の地域向け各種補助金を一括交付金化）を交付。住民が「自ら考え、自ら行う」まちづくりが活発化。



「おじゃまる広場」の光景

◎おじゃまる広場（つつじが丘地区）

- 地域住民主催の子育て広場が市内全域に展開。高齢者や障害者が、子育て支援にボランティアとして参画し活躍。子どもも高齢者や障害者に元気を与えて活躍。

場

◎まちの保健室（地域支援事業・地域力強化推進事業）

- 身近な健康づくり、地域福祉活動の拠点として2005年（平成17年）度から開設。地域づくり組織と連動するよう市内15か所に設置し、医療福祉の専門職を2～3名ずつ配置。（地域包括支援センターのランチ）



- まちの保健室の業務
 - ① あらゆる世代を対象とした、健康・福祉の総合相談
 - ② 見守り・支援ネットワークづくり（地域づくり組織などとの協働）
 - ③ 健康づくり・介護予防



連携・協働

エリアディレクター
（相談支援包括化推進員）

市レベルでの取組

市

・福祉 ・保険 ・税金 ・年金 ・就労
・教育 ・子育て ・地域

エリアネットワーク

地域の課題を検討する各種会議等

福祉

医療

教育

各種団体機関

地域づくり組織

◎エリアディレクター

- 市役所本庁の地域包括支援センターに配置された社会福祉士（3名）が、関係機関等との連携を強化しながら、複合的な課題に対し、必要な支援をコーディネート。

「なごみの家」を核とした包括的な支援体制の構築(東京都江戸川区)【モデル事業】

自治体概要※

人口 697,801

面積 49.09km²

小学校数* 70

中学校数* 33

※2019年4月1日現在

* 区立のみ

- 高齢者だけでなく、全世代を対象として、包括的な支援を行うことができるよう、①相談機能、②居場所機能、③ネットワークづくりの機能を有する「なごみの家」を区内9か所に設置している。(最終的に15か所の整備を計画)
- 暮らしごと相談室(生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関)をはじめとした区の相談支援機関が連携(バックアップ)している。

住民に身近な地域での取組

◎なごみの家

- 江戸川区社会福祉協議会が2016年5月に区内3か所に設置して取組がスタート(区の補助事業)し、現在は9か所(2019年4月末時点)。2025年までに15か所(※)の整備を計画。

(※)区内の地域活動において重要な役割を果たしている連合町会の区域割り

- なごみの家の主な機能は以下の3つ
 - ① なんでも相談(必要に応じてアウトリーチで相談に応じる)
 - ② 子どもから高齢者まで 誰でも集える交流の場
子どもの学習支援や子ども食堂の会場にもなっている。
 - ③ 地域のネットワークづくり



なごみの家 小岩

人

- 運営に携わるのは、区社会福祉協議会のCSW(コミュニティソーシャルワーカー)、看護師、地域ボランティア



出所:広報えどがわ 2016年5月10日号

- 「なごみの家」のエリアごとに「地域支援会議」(※)を開催し、CSWの戸別訪問や会議メンバーが地域で活動する中から抽出された地域課題を出し合い、解決方策(例:不足している地域資源の創出等)を検討。

(※)3か月に1回程度開催。メンバーは、地元町会や民生・児童委員、医師会等の医療機関、介護事業者、地域包括支援センター、NPO、ボランティアなど。40~50人程度の参加がある。

区レベルでの取組

相談支援機関

区役所、暮らしごと相談室(生活困窮者支援)
熟年相談室(地域包括支援センター)
子ども家庭支援センター、障害者支援ハウス
地域活動支援センター

バック
アップ



連携

その他関係機関

地域:町会・自治会 医療:医師会など
住まい:不動産事業者など
生活支援:NPO、民間事業者など
健康・生きがい:人生大学、健康サポートセンターなど
介護:介護事業者など
地域ボランティア:民生・児童委員、ボランティアなど
福祉:障害福祉事業所、子ども関係など

連携

生活支援・介護予防の体制整備におけるコーディネーター・協議体の役割

(1) 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置 ⇒多様な主体による多様な取組のコーディネーター機能を担い、一体的な活動を推進。コーディネート機能は、以下のA～Cの機能があるが、当面AとBの機能を中心に充実。

(A) 資源開発

- 地域に不足するサービスの創出
- サービスの担い手の養成
- 元気な高齢者などが担い手として活動する場の確保 など

(B) ネットワーク構築

- 関係者間の情報共有
- サービス提供主体間の連携の体制づくり など

(C) ニーズと取組のマッチング

- 地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動をマッチング など

エリアとしては、第1層の市町村区域、第2層の中学校区域がある。

- ① 第1層 市町村区域で、主に資源開発（不足するサービスや担い手の創出・養成、活動する場の確保）中心
- ② 第2層 中学校区域で、第1層の機能の下で具体的な活動を展開

※ コーディネート機能には、第3層として、個々の生活支援サービスの事業主体で、利用者と提供者をマッチングする機能があるが、これは本事業の対象外



(2) 協議体の設置 ⇒多様な関係主体間の定期的な情報共有及び連携・協働による取組を推進

生活支援・介護予防サービスの多様な関係主体の参画例

NPO

民間企業

協同組合

ボランティア

社会福祉法人

等

※ コーディネーターの職種や配置場所については、一律には限定せず、地域の実情に応じて多様な主体が活用できる仕組みとなっているが、市町村や地域包括支援センターと連携しながら活動することが重要。

「多世代交流スペース宮ノ前テラス」を軸にした住民活動の展開（神奈川県横浜市）

- 地域住民の想いを知った区役所の担当者が、人と人をつなぎ、地域住民の力で多世代交流サロンが実現。
- NPO法人として、2018年10月から「多世代交流スペース宮ノ前テラス」の運営をスタート。



定年退職後に何かできないか、と想いを持つ居場所の開設者



引きこもりがちなお年寄りを心配している民生委員



地域に役立つ場所を建てたい地主



地域住民によるサロン立ち上げに向けた活動がスタート（総合事業の補助金を活用するために法人格を取得）

場

【宮ノ前テラス】



コーディネーター的な役割



- ・人をつなぎ、活動のきっかけを作る
- ・関連情報等を提供

【行政によるバックアップ】

- 区役所が同じような想いを持つ地域住民をつなぎ、サロン立ち上げに向けた話し合いの“場”を設定。住民が最初の一步を踏み出すきっかけを作った。
- ハード面の整備費用として「ヨコハマ市民まち普請事業」、活動の資金として「横浜市介護予防・日常生活支援総合事業（サービスB）」の補助金の活用を提案。補助金を活用した拠点の整備・運営につながった。



「くらしのサポートセンターサックス」を拠点にした住民活動の展開（福岡県福津市）

- 熱意ある地域住民が、地域の有志を巻き込みながら、活動拠点として「くらしのサポートセンターサックス」を設立。
- 楽しみながら、多世代や地域がつながっていくためのスペースとして運営。

熱意ある地域住民



就任

生活支援コーディネーター

福津市ささえ合い協議体



地域をつなぐ



○地場企業が所有する元保養所を提供。毎週土日では20人を超える有志が集まり、草刈りから壁の色塗りや内装まで自分たちの手で改修を行った。

○熱意ある地域住民は、後に生活支援コーディネーターに就任。サックスを設立した経験を活かし、「行政任せではなく、自分たちの手で」と地域への働きかけを続けている。

場

<Before>

<After>



【くらしのサポートセンターサックス】

日が暮れると・・・
じっちゃん家(Bar)



夏休みは
こどもの居場所

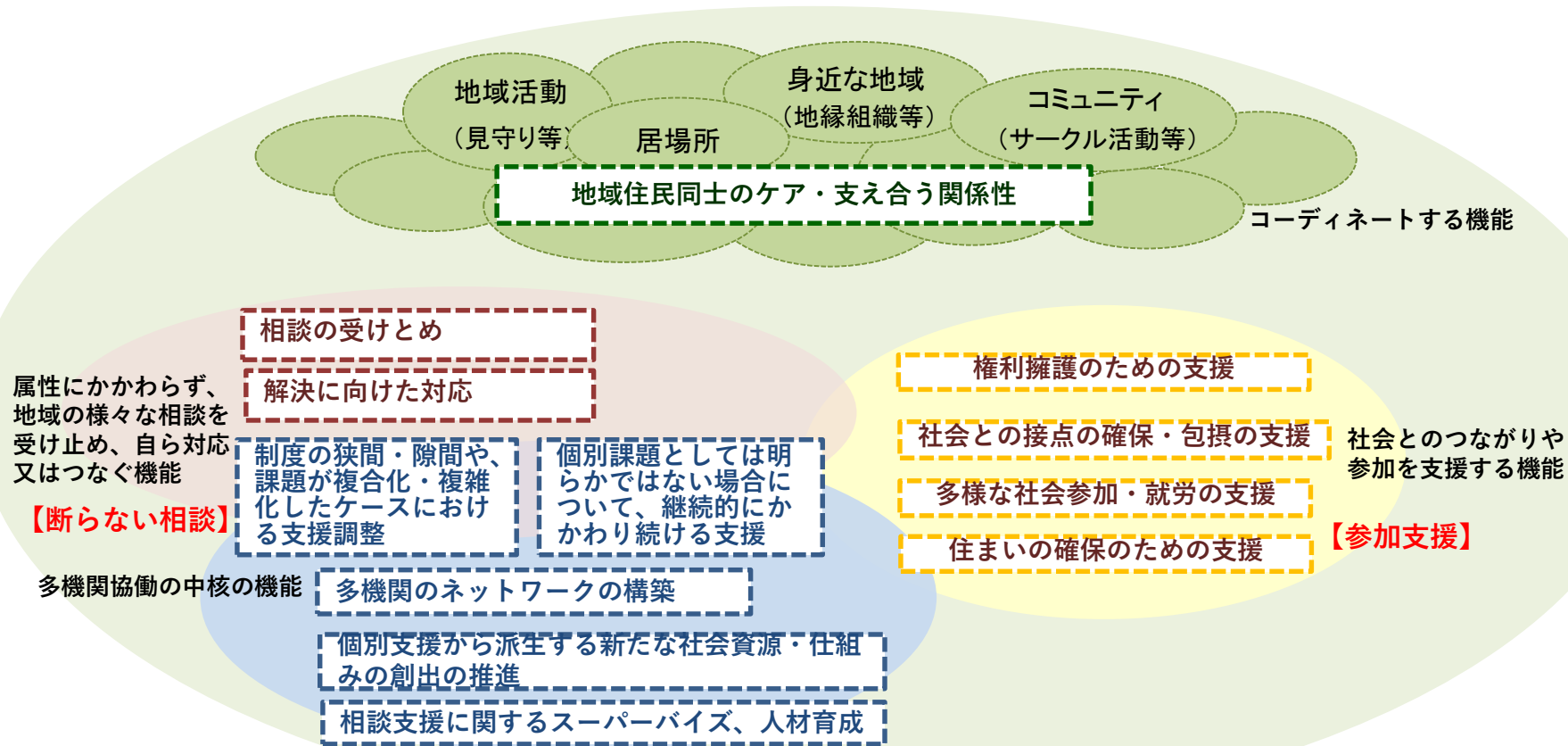


【行政によるバックアップ】

- 平成27年12月から「協議体準備会」を始め、話し合いや視察等を通じ、市役所と熱意ある住民がつながった。
- 住民の声を集めるためのプラットフォームとして、介護保険制度の地域支援事業(生活支援体制整備事業)を活用し、平成28年10月に「福津市ささえ合い協議体」を設置。

新たな包括的な支援の機能等について

- ◆これまでのご意見を踏まえ整理をすると、断らない相談と一体で「参加支援」（社会とのつながりや参加の支援）や「地域住民同士のケア・支え合う関係性」を広げる取組を含む市町村における包括的な支援体制を構築することにより、「つながり続ける」伴走支援が具体化でき、
- －社会とのつながりや参加を基礎とした個々人の自律的な生
 - －地域やコミュニティにおける包摂
- を目指すことができる。



＜論点２＞福祉の観点からの地域づくり

- ◆ 福祉の観点をきっかけとする地域づくりの実践から、地域づくりを進めていく上では、世代や属性にかかわらず、以下の機能の確保が必要と考えられるが、いかがか。

1. ケア・支え合う関係性を広げつなげていくコーディネート機能
2. 住民同士が出会うことのできる“場”、地域における“居場所”

- ◆ このうち 1. の機能については主に以下の①～③の役割を持つと考えられるが、いかがか。

＜コーディネート機能の主な役割＞

- ① 社会資源の開発
- ② ネットワークの構築（連携体制の構築、情報の共有）
- ③ 顔の見える関係性の中での共感や気づきに基づく、人と人、人と地域資源のマッチング

- ◆ 地域の実践をみると、③の役割は日常的な関わりが基礎となることから住民が担う一方、これを支援するため行政や専門職が①と②の役割を担うことで、持続性の高い取組を展開している例がみられる。このように、コーディネート機能の確保に当たっては、機能のすべてを一つの主体が担う形態だけでなく、役割の性格に応じて異なる主体が連携して担う柔軟性を確保するとともに、特に住民が役割の一部を担うのであれば行政や専門職がそれを支えるという視点が必要なのではないか。

- ◆ 福祉分野において講じられてきた地域づくりの実践では、一つの属性に着目して始まった取組が、属性を超える取組へと進化していく動きがみられる。また、地域づくりの取組には、子どもから高齢者まで多様な住民が参加しうるものであり、取組によって生まれ広がるケア・支え合いの関係性は、世代・属性を問わず住民の暮らしを支える基盤となる。

このような福祉分野における地域づくりを推進していくための方策として、どのようなことが考えられるか。

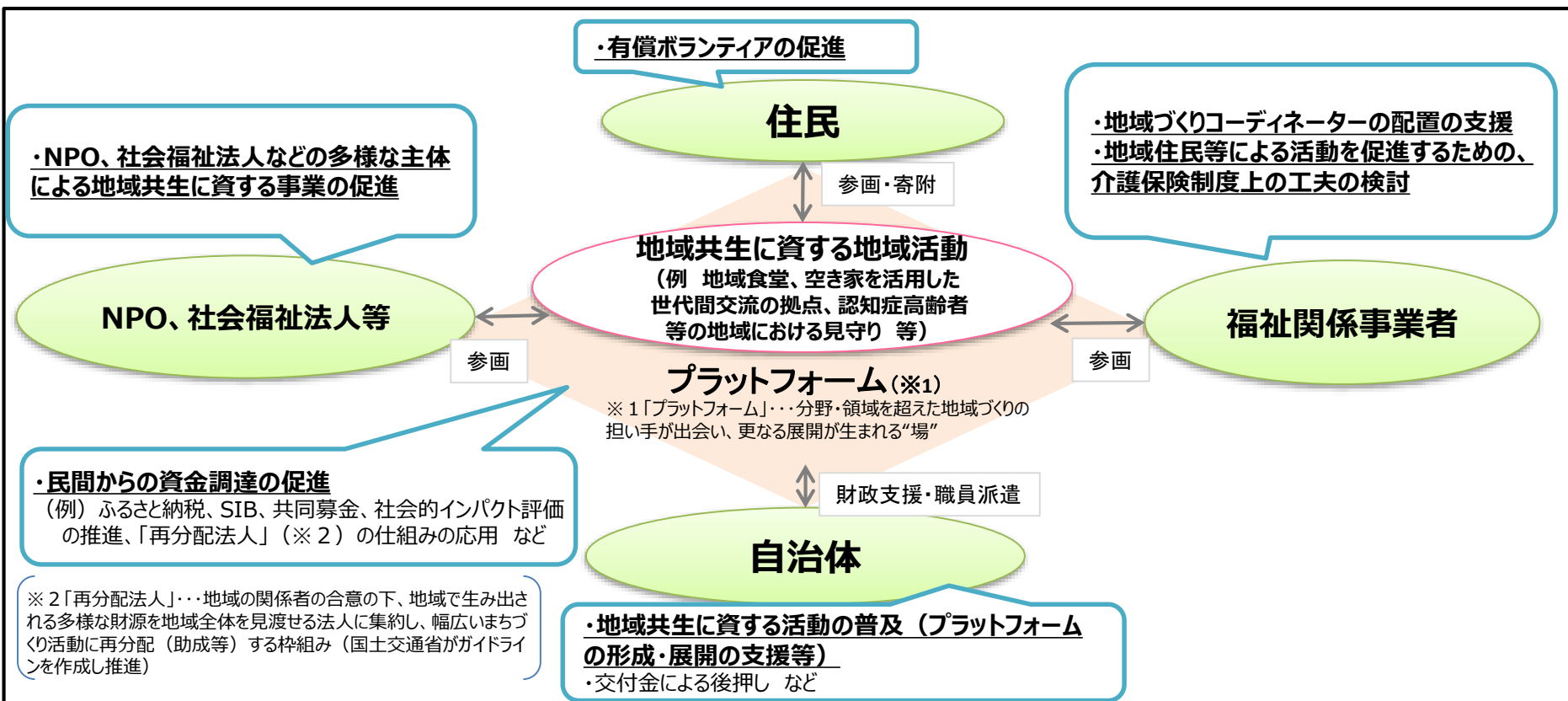
- ◆ また、前ページにおいて、これまでの議論等を踏まえ、新たな包括的な支援において求められる機能の整理を行っているが、内容についていかがか。

3. 多様な担い手の参画による 地域共生に資する地域活動の促進

1. 概要

- 地域における重層的なセーフティネットを確保していく観点から、住民をはじめ多様な主体の参画による地域共生に資する地域活動を普及・促進。
- 地域共生に資する地域活動の多様性を踏まえ、住民などの自主性や創意工夫が最大限活かされるよう、画一的な基準は設けず、各主体に対し積極的な活動への参画を促す方策など環境整備を推進。

2. 考えられる取組



「全世代・全員活躍まちづくり」の目指す方向性

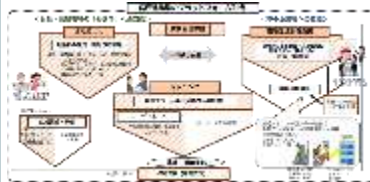
- 誰もが一人ひとりの個性と多様性を尊重され、地域コミュニティにおいて、それぞれの希望に応じて、それぞれの持つ能力を発揮し、生きがいを感じながら暮らすことができる全世代・全員活躍まちづくりを推進。
- ➡ 「誰もが居場所と役割のあるコミュニティづくり」「コミュニティ事業を安定的に運営できる事業基盤の確立」「コミュニティへの人の流れづくり」の3つの視点の取組を進める

都市部との連携

交流を通じて元気な地域づくりを推進

都市部の企業

- 女性・高齢者等新規就業支援事業で都道府県に形成する官民連携プラットフォームの活用



都市部の企業人材がシステムティックに循環する仕組みを構築。

業務プロセス改革による企業業務の切り出し

地方の「しごと拠点」への業務委託（ICTも活用）

安定的事業基盤の確立

- 中核的な法人などへの支援の在り方、官民連携の安定的な事業運営モデルの確立、マネジメント人材の確保・育成
- 資金調達方策の検討
 - ・ 地域の金融機関、公的な融資制度の活用等の検討
 - ・ クラウドファンディングの活用方策の検討
- 「共生型・多機能型事業」の実施を前提に、介護保険、障害福祉など各種公的制度について縦割りの弊害を排して一体的に活用できる対応の検討
- 地域通貨について、「互助の見える化」「地域内経済循環による地域活性化」などの効果を見据えた研究

居場所と役割のあるコミュニティづくり

交流・居場所

【輪島KABURET拠点施設】

(BEFORE)



(AFTER)



【拠点施設での交流の様子】



- 文化・運動・食事など生活全般を通じた「ごちゃまぜ」、「地域共生型」の多世代交流の場づくり

- 学校空き教室、商店街空き店舗、未利用農地など遊休資源を徹底活用

活躍・しごと

【しごとコンビニ（岡山県奈義町）】



【仕分け・封入】 【拠点での作業】

- 新しい就労支援モデルの確立と普及
- 付加価値の高い仕事が地方に流れる仕組みづくり

住まい

【新橋邸（輪島市）】 （サービス付き高齢者向け住宅）



【交流スペース】

- コミュニティとの関係性を重視した「新しい住まい」の具体化と普及

- 空き家や団地など地域の既存ストックの再生・活用。空間デザインも重視。

健康

【ゴッチャ！ウェルネス（輪島市）】



誰でも利用できる「ごちゃまぜ」の健康づくり

- いつまでも健康で活躍できるモデルの普及
- 健康ポイントやしごと、食事、活躍、運動などコミュニティビジネスとも関連させた健康福祉推進事業を普及

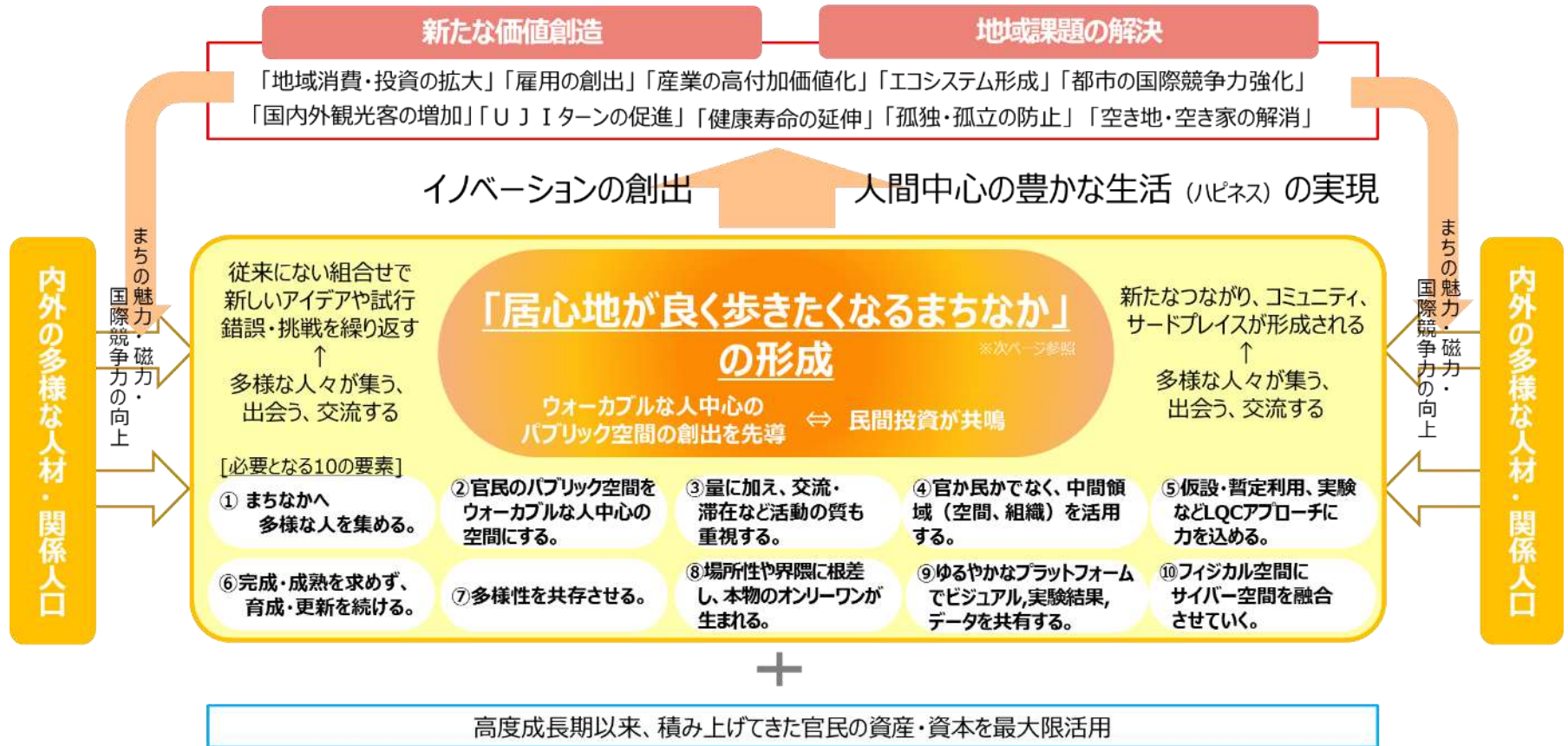
「居心地が良く歩きたくなるまちなか」からはじまる都市の再生

～都市におけるイノベーションの創出とハピネスの実現～

今後のまちづくりの方向性と「10の構成要素」

- 今後のまちづくりにおいては、コンパクト＋ネットワーク等の都市再生の取組をさらに進化させ、官民のパブリック空間をウォーカブルな人中心の空間へ転換し、民間投資と共鳴しながら「居心地が良く歩きたくなるまちなか」を形成する必要。
- これにより、多様な人々の出会い・交流を通じたイノベーションの創出や人間中心の豊かな生活（ハピネス）を実現し、内外の多様な人材、関係人口を増加させる好循環を目指すべき。

※人口規模の大小等を問わず、その特性に応じた手法で実施可能



「居心地が良く歩きたくなるまちなか」からはじまる都市の再生 ～都市におけるイノベーションの創出とハピネスの実現～

「居心地が良く歩きたくなるまちなか」のイメージ

※人口規模の大小等を問わず、その特性に応じた手法で実施可能



「居心地が良く歩きたくなるまちなか」づくり

Walkable

歩きたくなる

居心地が良い、人中心の空間を創ると、まちに出かけたくなる、歩きたくなる。

Eye level

まちに開かれた1階

歩行者目線の1階部分等に店舗やラバがあり、ガラス張りで中が見え、人は歩いて楽しくなる。

Diversity

多様な人の多様な用途、使い方

多様な人々の多様な交流は、空間の多様な用途、使い方の共存から生まれる。

Open

開かれた空間が心地良い

歩道や公園に、芝生やカフェ、椅子があると、そこに居たくなる、留まりたくなる。

【イメージ例】
1階をガラス張りの店舗にリノベーションし、アクティビティを可視化
民間敷地の一部を広場化（宮崎県日南市）



2つの開発の調整により
一体整備された神社と森（東京都中央区）



都市構造の改変等

- **都市構造の改変**（通過交通をまちなか外へ誘導するための外周街路整備等）
- **データ基盤の整備**（人流・交通流、都市活動等に係るデータプラットフォームの構築等）
- 都市機能や居住機能の**戦略的誘導・整備**
- **拠点と周辺エリアの有機的連携** 等



駅前の中継点モール化と広場創出（兵庫県姫路市）



道路を占用了した夜間オープンカフェ（福岡県北九州市）



公園を芝生や民間カフェ設置で再生（東京都豊島区）

地域運営組織の実態

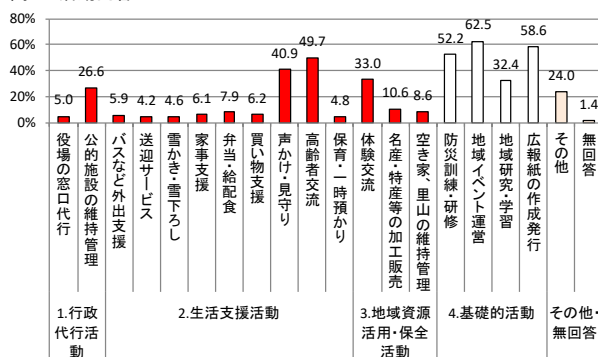
地域運営組織とは

地域の生活や暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取り組みを持続的に実践する組織

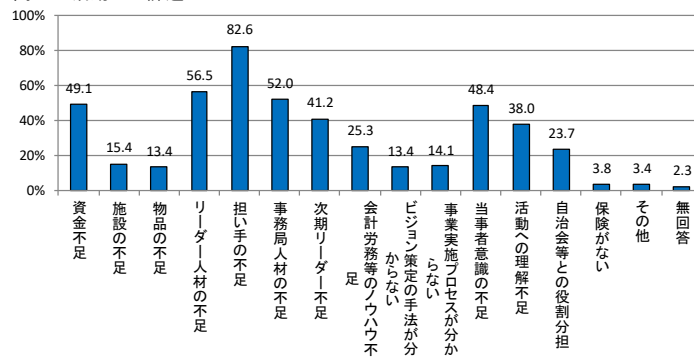
活動実態（平成30年度 総務省調査（全市区町村対象 1,722市区町村回答））

- 組織数：4,787組織（711市町村）〔平成29年度 4,177組織（675市町村）〕
※地域運営組織が存在しない市町村でも約85%が必要性を認識
- 活動範囲：主に小学校区の範囲で活動
- 組織形態：約86%が法人格を持たない任意団体、次いでNPO法人が約5%
- 活動拠点：約90%が拠点を有しており、このうち約69%が公共施設を使用
- 活動内容：高齢者交流サービス、声かけ・見守りサービス、体験交流事業、公的施設の維持管理など多様
- 収入源：市町村からの補助金、構成員からの会費、公的施設の指定管理料、利用者からの利用料など
- 課題：人材（担い手、リーダー、事務局）の不足、活動資金の不足、地域住民の当事者意識の不足など

問1-6活動内容



問3-17活動上の課題



令和元年度における地方財政措置

1 高齢者の生活支援等の地域のくらしを支える仕組みづくり【市町村】

(1) 地域運営組織の運営支援のための経費

①運営支援に関する経費(運営交付金等)…普通交付税

((2)と合計で標準団体で700万円)

②形成支援に関する経費(施設改修、ワークショップ開催等)…特別交付税

(措置率1/2・財政力補正)

(2) 高齢者等の暮らしを守る経費

地域における住民同士の支え合いによる高齢者支援の

取り組み(高齢者交流、声かけ見守り、買物支援、弁当配達

・配給食等)に係る所要の経費

…普通交付税

※ (1)①及び(2)において、一般財源充当額のうち、普通交付税算定額を上回る経費

について、特別交付税による措置を講ずる(措置率1/2・財政力補正)

2. 地域運営組織の運営体制強化のため、収益事業の起業等に係る経費を支援

(令和元年度から特別交付税措置)【都道府県及び市町村】

労働力(特に若年労働力)の絶対量が不足

人口縮減時代のパラダイムへの転換が必要

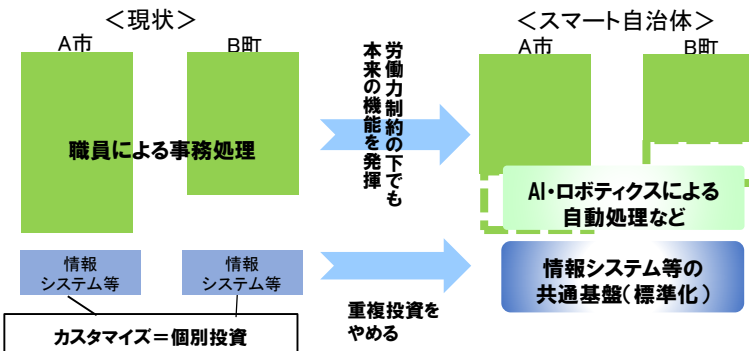
スマート自治体への転換

<破壊的技術(AI・ロボティクス等)を使いこなすスマート自治体へ>

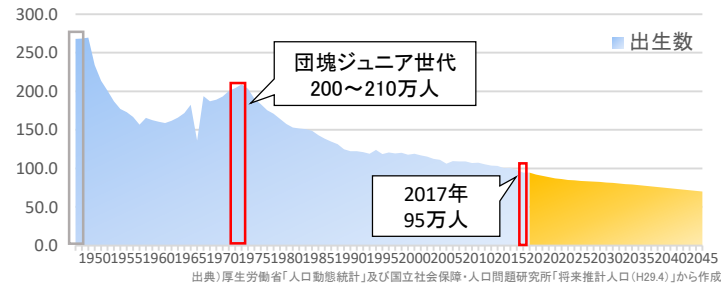
- 経営資源が大きく制約されることを前提に、**従来の半分の職員でも自治体が本来担うべき機能を発揮**できる仕組みが必要。
- 全ての自治体で、**AI・ロボティクスが処理できる事務作業は全てAI・ロボティクスによって自動処理**するスマート自治体へ転換する必要。

<自治体行政の標準化・共通化>

- **標準化された共通基盤**を用いた効率的なサービス提供体制へ。
 - 自治体ごとの情報システムへの**重複投資をやめる枠組み**が必要。円滑に統合できるように、**期限を区切って標準化・共通化を実施**する必要。
- ⇒ 自治体の**情報システムや申請様式の標準化・共通化**を実効的に進めるためには、**新たな法律**が必要となるのではないかと。



<我が国の出生数の推移>



公共私によるくらしの維持

<プラットフォーム・ビルダーへの転換>

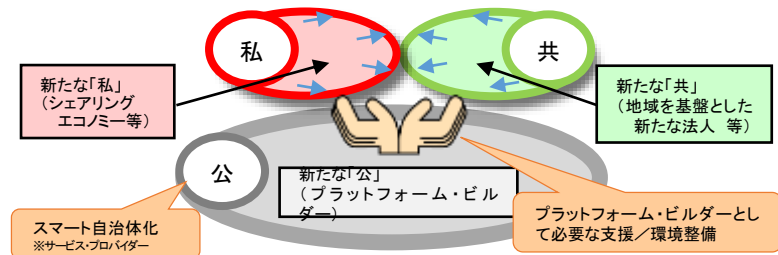
- 人口減少と高齢化により、公共私それぞれのくらしを支える機能が低下。
⇒ 自治体は、新しい**公共私相互間の協力関係**を構築する「**プラットフォーム・ビルダー**」へ転換する必要。
- 共・私が必要な人材・財源を確保できるように**公による支援や環境整備**が必要。

<新しい公共私協力関係の構築>

- **全国一律の規制を見直し**、シェアリングエコノミーの環境を整備する必要。
- ソーシャルワーカーなど**技能を習得したスタッフが随時対応する組織的な仲介機能**が求められる。

<くらしを支える担い手の確保>

- 定年退職者や就職氷河期世代の活躍の場を求める人が、**人々のくらしを支えるために働ける新たな仕組み**が必要。**地域を基盤とした新たな法人**が必要。
- 地方部の地縁組織は、**法人化等による組織的基盤の強化**が必要。



第五次環境基本計画の概要

環境基本計画について

- 環境基本計画とは、環境基本法第15条に基づき、**環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱等**を定めるもの。
- 計画は**約6年ごとに見直し**（第四次計画は平成24年4月に閣議決定）。
- 平成29年2月に環境大臣から**計画見直しの諮問**を受け、中央環境審議会における審議を経て、平成30年4月9日に**答申**。
- 答申を踏まえ、**平成30年4月17日に第五次環境基本計画を閣議決定**。

現状・課題認識

- 我が国が抱える環境・経済・社会の課題は**相互に関連・複雑化**
- SDGs、パリ協定等、**時代の転換点**ともいえる国際的潮流

持続可能な社会に向けた基本的方向性

- SDGsの考え方も活用し、**環境・経済・社会の統合的向上を具体化**
 - 環境政策による、**経済社会システム、ライフスタイル、技術などあらゆる観点からのイノベーション創出**や、**経済・社会的課題の同時解決**に取り組む
 - 将来にわたって質の高い生活をもたらす**「新たな成長」**につなげていく
- 地域資源を持続可能な形で活用**
 - 各地域が自立・分散型の社会を形成し、地域資源等を補完し支え合う**「地域循環共生圏」**の創造を目指す
- 幅広い関係者とのパートナーシップを充実・強化**
 - これらを通じて、持続可能な循環共生型の社会（**「環境・生命文明社会」**）を目指す

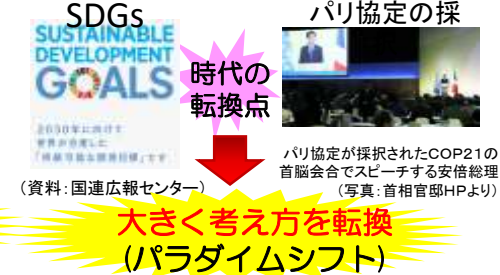
施策の展開

- 分野横断的な**6つの「重点戦略」**（経済、国土、地域、暮らし、技術、国際）を設定
- 環境リスク管理等の環境保全の取組は、**「重点戦略を支える環境政策」**として揺るぎなく着実に推進

我が国が抱える課題



国際的な潮流



地域循環共生圏

- 各地域がその特性を生かした強みを発揮
 - 地域資源を活かし、**自立・分散型の社会**を形成
 - 地域の特性に応じて補完し、**支え合う**



地域循環共生圏（日本発の脱炭素化・SDGs構想）

— サイバー空間とフィジカル空間の融合により、地域から人と自然のポテンシャルを引き出す生命系システム —

「自立分散」×「相互連携」×「循環・共生」= 活力あふれる「**地域循環共生圏**」⇒「**脱炭素化・SDGsの実現、そして世界へ**」
「オーナーシップ」「ネットワーク」「サステナブル」「人間の安全保障、次世代・女性のエンパワーメントを基盤に」

➡ **新たな価値とビジネスで成長を牽引する地域の存立基盤**

人々が健康で生き活きと暮らし幸せを実感することで、地域が自立し誇りを持ちながらも、他の地域とも有機的につながることにより、国土の隅々まで豊かさが行きわたる。

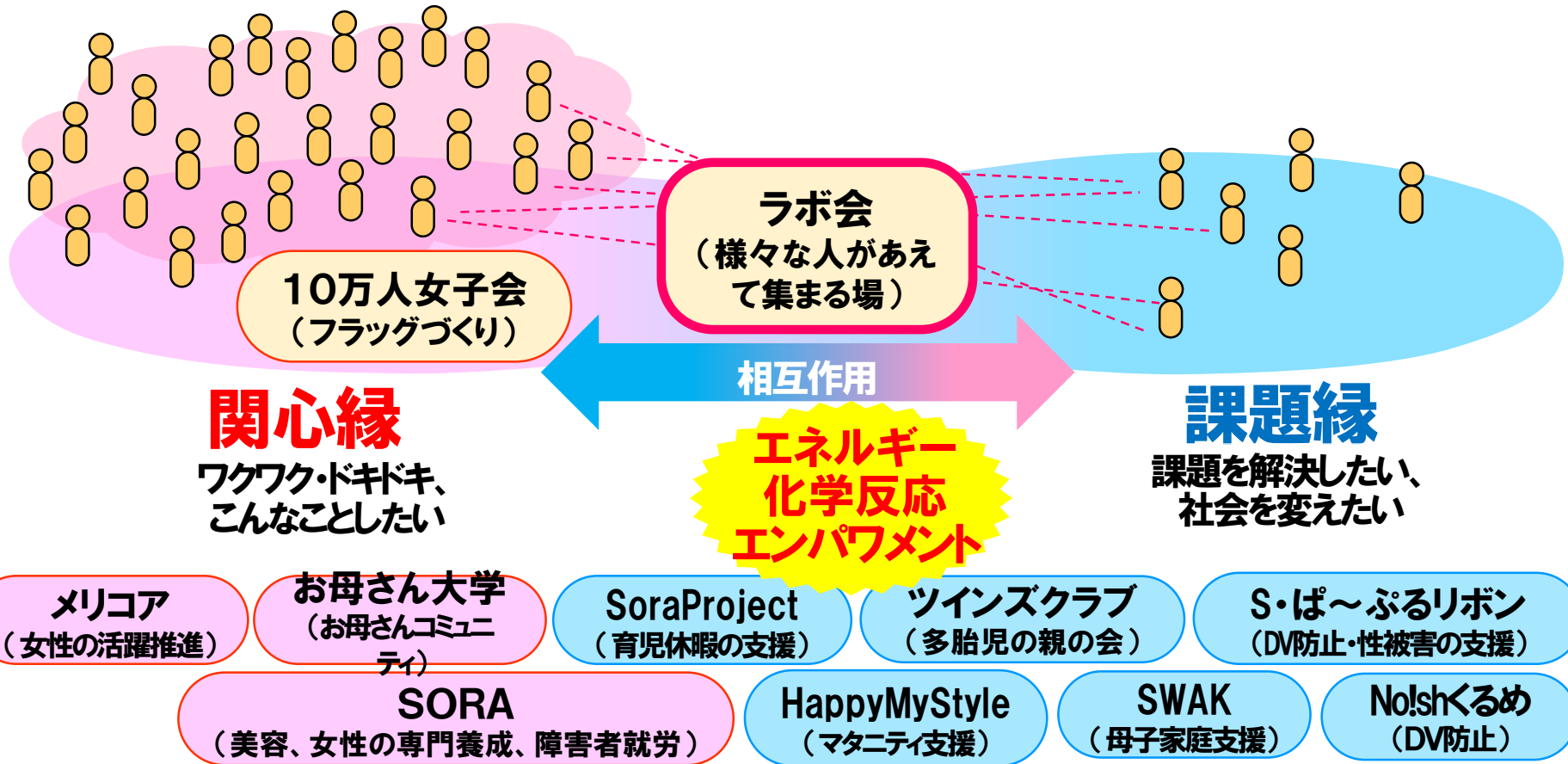
「オーナーシップ」と「ネットワーク」
からなる生命系システム社会



地域づくりにおける「関心縁」と「課題縁」

～久留米市における実践より～

久留米10万人女子会「WeLab46」



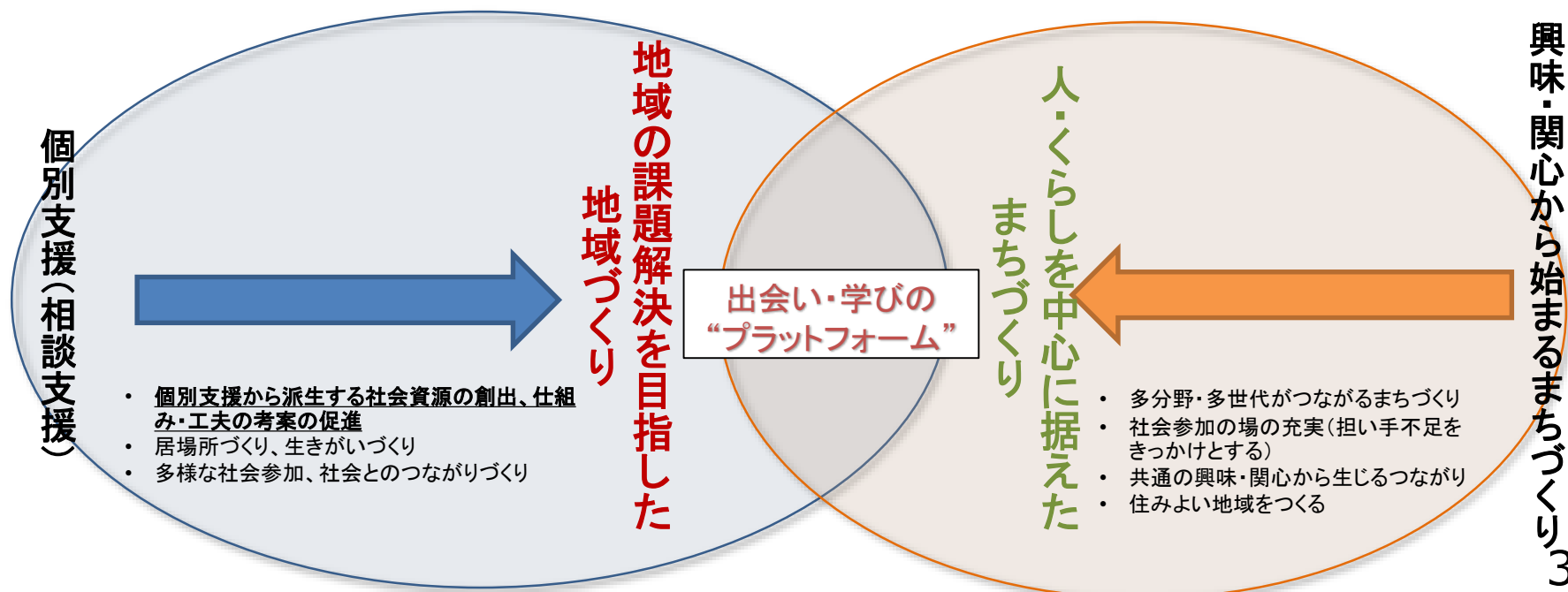
関心縁・課題縁が相互作用することで、コミュニティづくりの視点の拡張と、柔軟性と対応力、課題解決力のアップ

多様な主体による地域活動の展開における出会い・学びのプラットフォーム

- 地域の実践をみると、「自らの地域で活躍したい」や「地域を元気にしたい」といった自己実現や地域活性化に向けた願いのもと始まったまちづくり活動が、地域の様々な主体との交わりを深め、学ぶ中で、福祉（他者の幸せ）へのまなざしを得ていくダイナミズムがみえてきた。
- そして福祉分野の個別支援をきっかけとする地域づくりの実践に関しては、個人を地域につなげるための地域づくりから、地域における課題へ一般化し、地域住民を中心とした地域づくりに開いていくことで持続性を得ていく過程が見られている。
- 一見質の異なる活動同士も、活動が変化する中で“個人”や“くらし”が関心の中心となった時に、活動同士が出会い、お互いから学び、多様な化学反応を起こす。そこから生まれた新たな活動が地域の新たな個性となり、地方創生につながることもある。
- このような化学反応はさまざまな実践においてみられており、今後の政策の視点として、地域において多様な主体が出会い学びあう「プラットフォーム」をいかに作り出すか、という検討を行っていくことが求められている。

福祉サイドからのアプローチ

まちづくり・地域創生サイドからのアプローチ



＜論点３＞多様な担い手の参画による地域共生に資する地域活動の促進

- ◆ 近年、他の政策領域においても、地域の持続可能性の向上や地方創生の観点から、地域やコミュニティの多様な活動に対する支援のあり方や、新たな公共私役割のあり方を模索する試みが見られている。
- ◆ 地域住民同士のケア・支え合う関係を地域において広げていく際も、地域の企業や産業との関わり、教育分野との連携など他の分野と連携することで、一人の暮らしや地域全体を捉えることが可能となり、社会とのつながりや参加に向けた一層多様な支援を展開することができる。
- ◆ また、福祉もあくまで地域の持続を前提として成り立つことを踏まえると、地域を構成する他の主体への支援（地元企業の人手不足）にも視野を広げ、地域の持続に向けた主体的な担い手として参画することが必要となると考えられる。
- ◆ 地域・コミュニティ支援の政策が重ね合わさることによる相乗効果を念頭に置くと、このような分野ごとの政策を今後も一層強化していくとともに、福祉、地方創生、まちづくり、地域自治、環境などを含め、地域を構成し地域の持続に取り組む多様な主体が出会い、学びあうことのできる「プラットフォーム」を構築することが必要なのではないか。
- ◆ さらに、この「プラットフォーム」における気づきを契機として、複数分野が協働しながら地域づくりに向けた活動を展開するための支援方策についても検討すべきではないか。

4. 包括的な支援体制の整備のあり方

自治体における包括的な支援体制の整備やその財政支援に関する意見

検討会での意見

【体制整備を考えるにあたってのポイント】

- 課題があるといった人々を支える中、支援機関間の役割分担に終始しがちだが、それでは不十分。
- 機関間の連携も、つながっていればできるのではなく一緒に実践しなければネットワークは生まれない。
- 地域の住民や専門職との接点を確保し、地域住民が受容するための体制づくりが重要。
- 身近な地域だけでなく、都道府県の広域的な取組や機関の設置が重要。
- 地域づくり人材育成の仕組みも考えておく必要がある。相談支援専門職が地域づくりを担うことに加え、専属のコーディネーターの必要性も感じる。

【財政支援】

- 公的な財源の按分を嫌う自治体が多いため、加算を付けるなどの工夫も必要ではないか。
- 財源論の議論は不可欠。法制化を契機に、市町村行政の意識変容を促す必要。
- 地域づくりは関心のある人にしか伝わらないため、取組を可視化してうまく発信し、理解者を増やす必要がある。その結果として、参画や寄付が増やしていくことが重要。

自治体協議での意見

【体制整備を考えるにあたってのポイント】

- 相談援助職の多くは、福祉や介護へのつながりや連絡調整が主になっているが、それでは期待されている役割に対応していくことができない。
- 自ら所属している分野に拘らず、分野を越えた支援を行う意識を持っていることが必要。
- 生活全体の支援やサポートが必要であり、「相談」と「就労や参加の場」がセットで用意されていないと機能しない。
- 委託先を積極的に活用して、外部の人材を役所の中に取り入れる等して役所の中で蓄積されない専門性を外部から取り入れていくことが重要。

【財政支援】

- 限られた財源の中で体制構築するため、福祉だけでなく、産業等の様々なセクターと予算や体制について話し合っていて決めていけるよう自由度を高めてほしい。
- 一体的実施通知で示されたように、財源を按分して取り組んでいるが、会計検査等のこともあるので、介護保険財源を基本とし、子育てと障害の部分は市単独の財源を少しずつ拠出する形で進めている。

包括的な支援体制の整備例（１）①

- モデル事業においては、「まるごと相談窓口」として分野を包括した専門職による相談支援窓口や、住民に身近な地域で相談を受けとめる窓口が配置されている。
- 断らない相談（丸ごと相談）～地域における伴走支援等を含む包括的な支援を実現するための体制については、相談窓口の配置、専門職の配置、またそれぞれの機関、人がカバーする圏域の範囲など、具体的な体制のあり方は多様であり、自治体の人口規模や広さ、地域資源の状況等に応じて創意工夫しながら、体制を整備している。

			三重県 名張市	福井県 坂井市	茨城県東海村	愛知県 豊田市
人口			78,553人	91,638人	37,611人	425,340人
面積			129.77km ²	209.67km ²	38.00km ²	918.32 km ²
小／中学校数			14校／5校	19校／5校	6校／2校	77校／28校
地域力強化の体制	環境整備、体制の構築		まちづくり協議会（小学校区）で、一括交付金を活用し、地区ごとに創意工夫をして事業実施	「ふくしの会」が主体的に課題を把握して課題解決を試みる体制となるよう市と社協が協働して後方支援を実施。 ※37地区のうちモデル4地区で実施。	第2層協議体（小学校区）または第3層協議体（自治会単位）・地区社協ごとの「ふれあい協力員」	社協CSWと地域包括支援センター、障害者相談支援事業所が連携し、地域づくりの調整機能を担う。
	住民に身近な相談窓口	開設場所	15か所（まちの保健室） ※ 地域包括支援センターのランチ	市社協、市役所、地域包括支援センター、障がい者相談事業所、	ふれあい協力員の見守り活動、サロン・食事会等を活用したニーズ収集	健康と福祉の相談窓口（4～5中学校区ごとの地区） ※現時点ではモデル2地区に設置するとともに、市役所所在地区は、本庁・社協本部として設置
		対応者	市職員	社協職員、市職員、地域包括支援センターや障がい相談事業所	ふれあい協力員、村社協コミュニティワーカー	市職員、市社協職員

包括的な支援体制の整備例（１）②

			三重県・名張市	福井県・坂井市	茨城県東海村	愛知県・豊田市
多機関協働の体制	相談包括化推進員の配置 ※いずれも財源は混在		5名 市役所の各課・相談窓口 にエリアディレクター （相談包括化推進員）を 配置。	2名 （専任／市職員）	2名（正規職員1名、臨時 職員1名）	23名（市職員15名[事務 職、事務職有福祉資格者、 保健師が兼務]、市社協職 員8名[有福祉資格者が CSW・困窮相談支援員と兼 務]） 市内支所に配置
	包括化推進員の役割		所属する各相談支援機関 の相談ケースを担当しつ つ、他部課・機関との連 携を調整	・各相談支援機関からの 複合課題事例について多 機関での情報共有・支援 方針の決定の支援を行う。 ・各相談支援機関や市各 課の連携方法について調 整を図る。	生活支援コーディネー ターとの連携により、地 域をフィールドとして、 子ども、高齢者、生活困 窮者など縦割りを廃した 支援対象者の把握を行う	所属する機関で相談ケー スを担当しつつ、必要に 応じて複合課題事例につ いて他機関とのつなぎ・ 連携を行う。
	包括化推進会議		ケース検討：随時 ネットワーク構築：2か月に 1回程度	ケース検討：定例(月2回) ネットワーク構築：3か月に 1回程度	ケース検討：月1回 事例検討 年3回以上 ネットワーク構築：2か月に 1回程度 (協議体も兼ねる)	ケース検討：随時 地域ケア会議等も活用 ネットワーク構築：2か月に 1回程度
	相談を受け止める機能	総合 相談 窓口	—	市役所福祉総合相談室、各 市民窓口担当課、市社協、 地域包括支援センター、障 がい相談事業所	社協・総合相談窓口	上記と同列で設置。(市役 所福祉総合相談課、市福祉 センター(市社協)、コミュニ ティセンター)
		対応 者	—	上記各機関の職員	社協職員(CSW)	市職員、市社協職員

包括的な支援体制の整備例（２）① 三重県 名張市

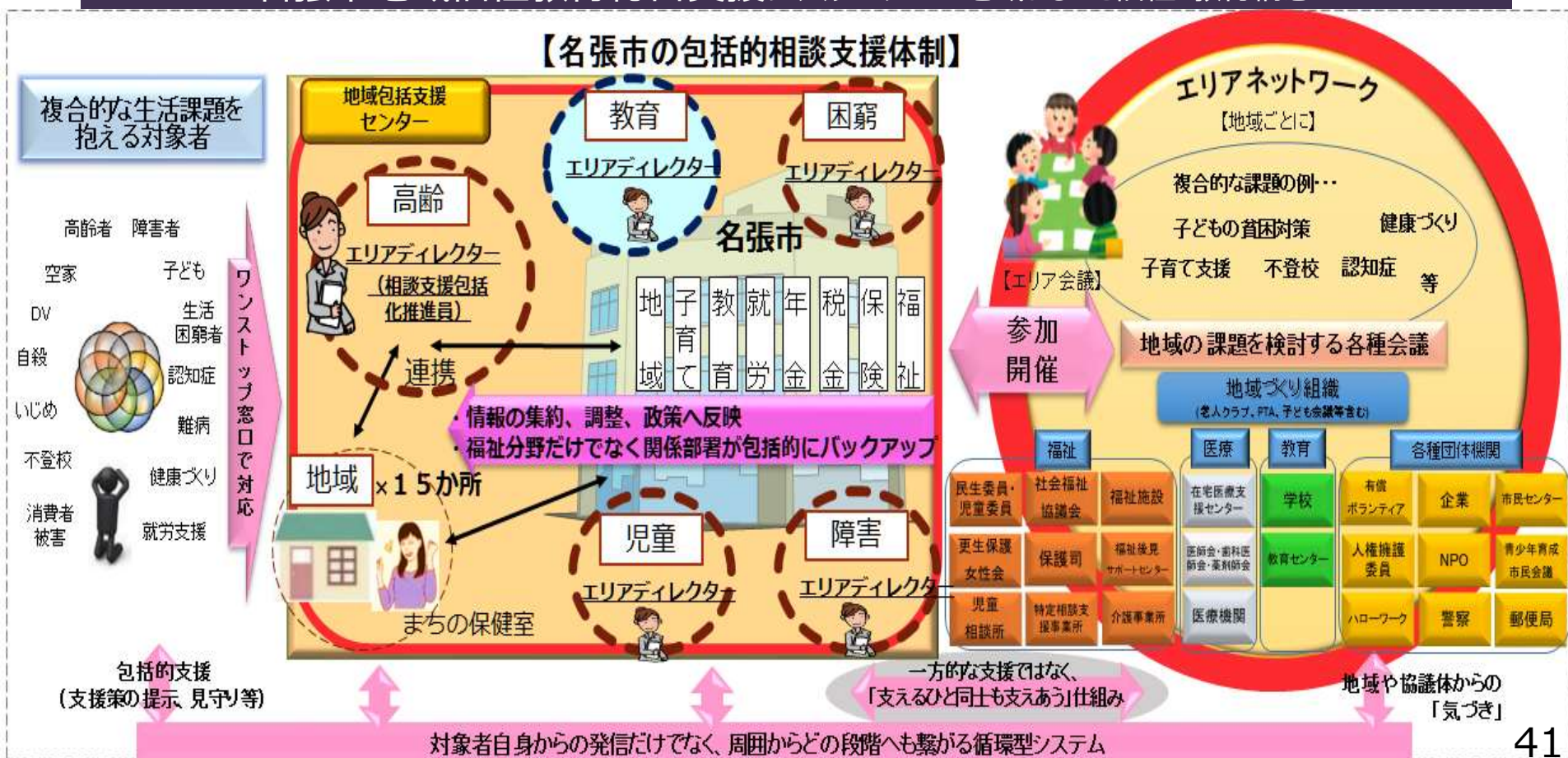
- 地域における支え合い活動や教育との連携など、地域の自主的な活動を支援するため、「地域づくり組織」を基盤とした各施策を推進。
- 身近な距離で分野を超えた総合相談を行い、地域をバックアップする「まちの保健室」の整備と体制強化。
- 「エリアディレクター」による多機関協働の取組で、エリアネットワークを強化し、地域の課題解決能力を向上。

★エリアディレクターの業務

地域づくり組織、まちの保健室と協力し、把握した個別のケースについては、高齢、障害、児童、困窮、教育の各分野で任命された5名のエリアディレクターが支援を組み立て、エリア会議を通じて関係者（関係機関）の連携調整を行う。
縦割りの関係者から一歩踏み出した支援を引き出し、それらを積み重ね、地域の課題解決能力を高める。（1+1を3にしていける）

名張市地域福祉教育総合支援システム ～ 地域まるごと福祉・教育構想 ～

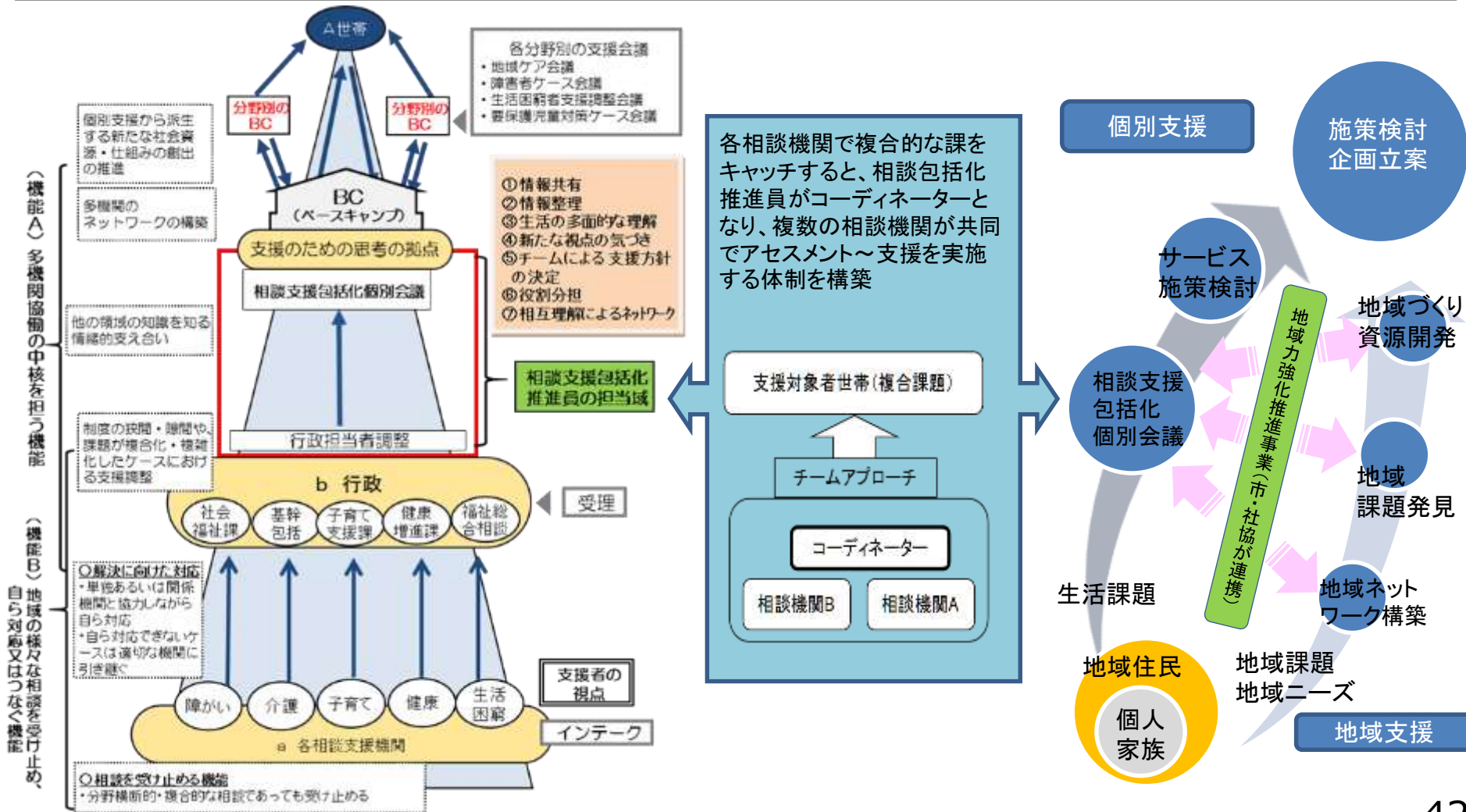
【名張市の包括的相談支援体制】



包括的な支援体制の整備例（２）② 福井県 坂井市

■ 各分野毎の相談窓口において、本人・その世帯を「丸ごと」受け止めることのできる相談支援体制の構築

- 「個別会議」で複雑、複合的な各分野毎の相談窓口においては対応が困難な事案に関しては、分野横断の支援関係機関が集まり、情報共有及びアセスメント、支援方針を協議する。その調整役として市役所内に「相談包括化推進員」を配置。
- 分野横断で複合課題の支援について検討できるようよう、相談支援方法や関係機関間の連携方法、地域課題について検討を図る（相談支援包括化推進会議）。



包括的な支援体制の整備例（２）③ 茨城県 東海村

- さまざまな生活課題を抱える住民を地域で早期発見し、専門職と連携・協働しながら、地域の中で支え合える仕組みを構築。
- 課題が複合化しているなど地域での支え合いの中では解決が困難な場合、適切に専門機関につながり解決に向かうよう、専門職同士の強固なネットワークを構築する。特に、行政各課を含む専門職は、“待ち”の姿勢ではなく、自ら積極的に支援が必要な方にアプローチするアウトリーチの姿勢で対応。



包括的な支援体制の整備例（２）④ 愛知県 豊田市

■ 「個別支援」と「支え合いの地域づくり」を連動させた包括支援を身近な地域で展開

- 「個別支援」においては既存制度・サービスだけでは住民の「福祉・健康ニーズ」の解決に至らないことも多いため、「支え合いの地域づくり」から生み出されるインフォーマルサービスの活用とそれを生み出す動きが一連で行われるしくみの構築を進める。
- 「個別支援」が地域の課題解決の経験として蓄積され、その実態を踏まえた「支え合いの地域づくり」を行うことで、同様・類似した課題を持つ地域住民を支える仕組みに還元される。個別支援を担う専門機関が各専門分野を活かしつつ連携して地域づくりの支援も担うことで、連動性を高めている。

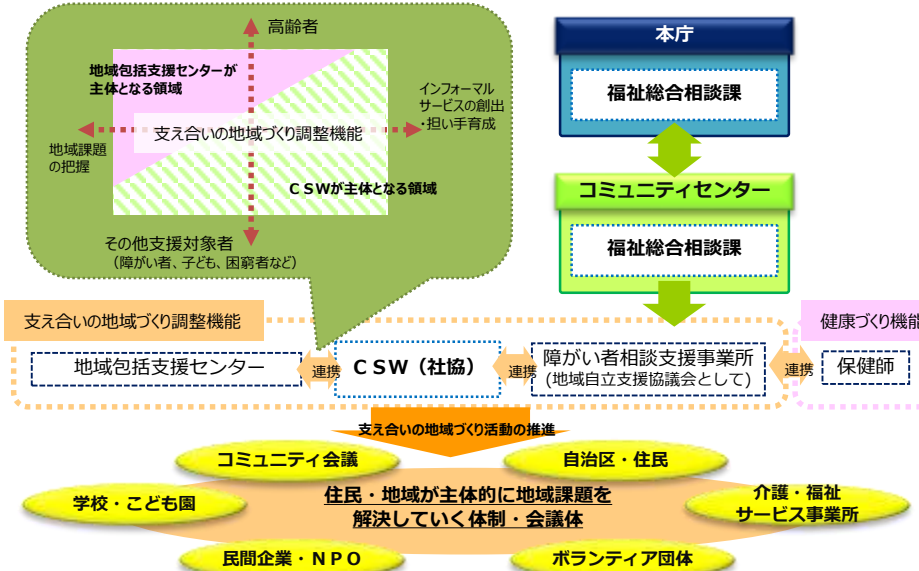
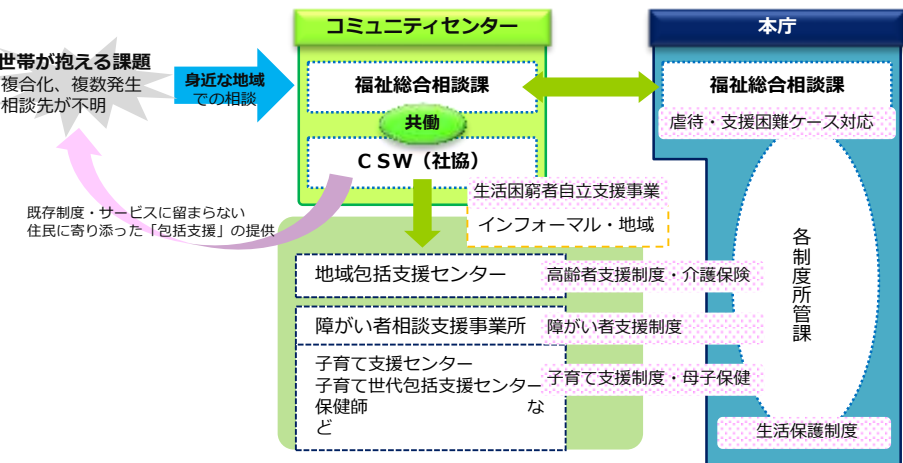
個別支援

連動した実施

支え合いの地域づくり

コミュニティセンター配置の「福祉総合相談課」と「CSW(社協)」が共働して、相談受付からアセスメント、支援のコーディネートを実施するとともに、「CSW(社協)」が中心となり、既存制度・サービスに留まらない地域住民に寄り添った「包括支援」の提供を行う。

「CSW(社協)」と「地域包括支援センター」、「障がい者相談支援事業所」が連携し「支え合いの地域づくり調整機能」を担い、「福祉総合相談課」の後方支援を受けながら、住民活動を推進して「支え合いの地域づくり」を展開するとともに、必要に応じて施策立案・全市展開までつなげる。



	配置	役割
福祉総合相談課	本庁	○虐待・支援困難ケースへの対応 ○地域密着型包括支援体制の全体管理 ○全市的な施策展開の検討
	コミセン	○ファーストインテーク（相談窓口・アウトリーチ） ○アセスメント、既存制度へのつなぎ・紹介 ○CSWの後方支援（既存制度間の調整・コーディネートなど）
CSW（社協）	コミセン	○ファーストインテーク（相談窓口・アウトリーチ） ○アセスメント、支援機関のコーディネート、支援プラン作成 ○生活困窮者自立支援事業及び制度の狭間部分の直接支援実施
地域包括支援センター	中学校区	○体制構築後の支援における主導（高齢者支援中心のケース）
障がい者相談支援事業所	ブロック	○体制構築後の支援における主導（障がい者支援中心のケース）
子育て支援センター 子育て世代包括支援センター 保健師	各地域 本庁 拠点支所	○体制構築後の支援における主導（子育て支援中心のケース） ○母子保健や健康診断等を通じた定期的な面談・訪問

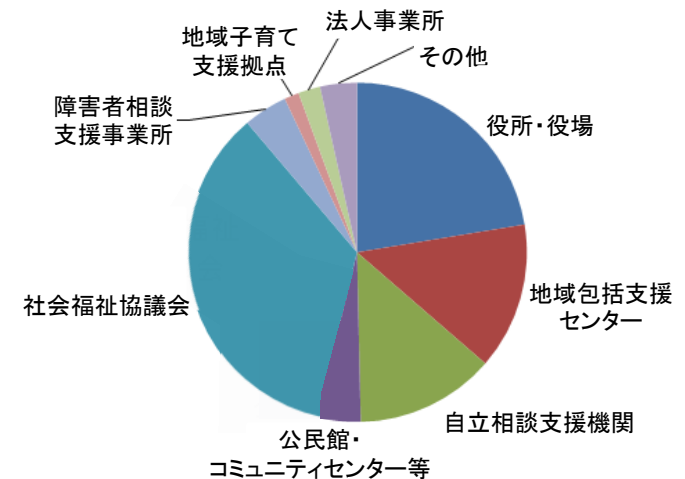
	配置	役割
福祉総合相談課	本庁	○地域の実情を踏まえ、全市的に支え合いの地域づくりを促進するための取組（研修実施・施策立案など）
	コミセン	○地域づくりの後方支援（データ提供、意識の醸成など）
CSW（社協）	コミセン	○全世代支援に向けた既存会議体との調整・既存取組の拡大支援 ○全世代支援・世帯の視点からの地域課題・地域資源の把握 ○インフォーマルサービスの創出や担い手育成に関する主導
地域包括支援センター	中学校区	○地域ケア会議の開催調整・運営 ○高齢者支援の視点からの地域課題・地域資源の把握 ○高齢者支援におけるインフォーマルサービス活用の検討
障がい者相談支援事業所	ブロック	○地域自立支援協議会の取組と地域活動との連携調整 ○障がい者支援の視点からの地域課題・地域資源の把握 ○障がい者支援におけるインフォーマルサービス活用の検討

包括的な支援体制の整備例（3）

平成30年度モデル事業における相談支援包括化推進員の配置状況

- 平成30年度に実施した「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」における相談支援包括化推進員の配置を設置場所別に比較。
- 人口規模別に比較した場合にも、配置場所に大きな傾向は見られず、地域の様々な実情に合わせた自治体による創意工夫が行われている。

種別	自治体数※	割合 (事業実施自治体 数対比)
役所・役場	32自治体	27.4%
地域包括支援センター	20自治体	17.1%
自立相談支援機関	19自治体	16.2%
公民館・コミュニティセンター等	6自治体	5.1%
社会福祉協議会	50自治体	42.7%
基幹型相談支援センター	0自治体	0.0%
障害者相談支援事業所	6自治体	5.1%
地域子育て支援拠点	2自治体	1.7%
法人事業所	3自治体	2.6%
その他	5自治体	4.3%

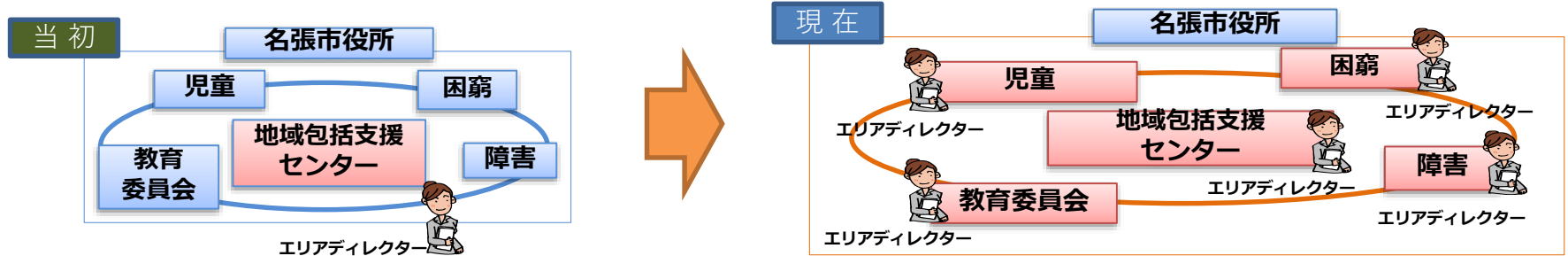


- ※複数の種別に設置する自治体があるため、事業実施自治体数の合計と一致しない
- ※新規自治体のうち、設置場所を検討中の自治体が複数あるため、すべての自治体の状況を反映していない
- ※平成30年度の協議書をもとに作成（事業の実施状況により変更されている場合がある）

包括的な支援体制の整備における体制変化

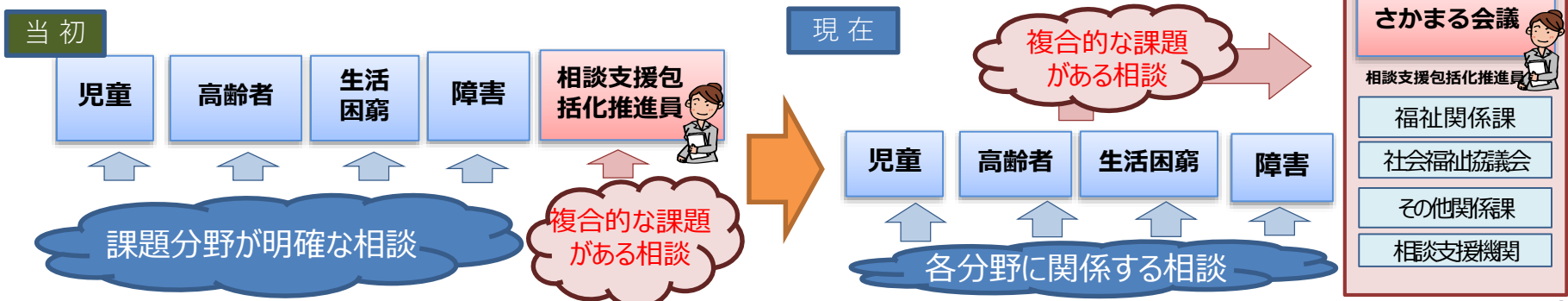
①三重県 名張市

- 当初：住民に身近な「まちの保健室」等からあがってきた相談を各部署で受け付け、地域包括支援センターに配置したエリアディレクター（相談支援包括化推進員）が連携をコーディネートする体制を構築。
→ 複合的な課題はエリアディレクター任せになりがちとなり、連携がうまくいかなくなっていた。
- 現在：各部署にエリアディレクターを配置。各分野の相談として受けた相談については、それぞれが対応することを基本とし、複合的な課題など他分野とともに対応する必要がある場合には、各エリアディレクターが中心となって分野横断の支援関係機関が集め、支援方針を協議しながら対応する体制に変更。



②福井県坂井市

- 当初：各相談支援機関で対応できない**複合的な課題を抱える相談**、他分野他施策との調整を要する相談は、相談支援包括化推進員が受け付け、**ワンストップで対応**する体制
- 現在：相談支援包括化推進員は、直接相談ケースには対応せず、複合的な課題への対応を協議する「さかまる会議」（相談支援包括化推進会議のコーディネーターに位置付け、**連携して支援方針を検討、対応**する体制。



相談支援等の事業の一体的実施に当たっての課題（自治体職員へのヒアリング結果）

A町	・ 直営の地域包括支援センターで、総合的な相談対応を含め、業務量を按分して費用を支出。 ・ 正職員のうち、保健センターや地域支援事業（介護予防事業）を担当する保健師は地方交付税、その他の正職員は単費で対応。 ⇒会計検査において、地域支援事業（包括的支援事業）とその他の事業を明確に分けているかとの質問があったことから、毎月の業務実績に応じて業務量と財源を按分。
B市	・ 市内3ヶ所のうち1ヶ所の地域包括支援センター（委託型）を高齢・障害・生活困窮等を対象とした共生型で運営。 ・ 共生型にするにあたり、地域包括支援センターの職員に高齢者以外の相談対応に要する時間を計るため、<u>2ヶ月間タイムスタディ調査</u>を実施。高齢者以外の相談に要する費用を一般会計（多機関の協働による包括的支援体制構築事業の補助金）から支出。 ⇒介護保険特別会計と一般会計から費用を支出しているため、按分に関する事務的な負担がある。また、共生型の相談体制を進める上で、各分野の交付金が分かれているために実績報告の事務処理や情報共有が所管課をまたぐ状況となっており煩雑さが見られる。
C市	・ 市役所内に全世代対象型の「福祉総合相談課」を開設。地域包括支援センターの機能を内包しており、同センターに位置づけられた職員が高齢者以外の相談対応も実施。 ⇒会計検査により、「国からの交付金は、65歳以上の高齢者を対象とした地域包括支援センターとしての業務に対してのみ支給されるものであり、交付金の対象になっている職員については、地域包括支援センター以外の業務に従事させてはならない」と指摘を受けたため、現在は各種相談支援機関の機能を明確に分ける体制に変更。

「地域づくりに資する事業の一体的な実施について」

(平成29年3月31日 健康局健康課長、雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局地域福祉課長、障害保健福祉部企画課長、老健局振興課長 連名通知)

1 地域づくりに資する事業の一体的実施について

- 市区町村は、地域づくりに資する事業について、事業の効果、効率性や対象者の生活の質を高めるために、複数の事業を連携して一体的に実施できる。
 - ・ 介護保険制度の地域支援事業
 - ・ 障害者総合支援制度の地域生活支援事業
 - ・ 子ども・子育て支援新制度の地域子育て支援拠点事業
 - ・ 健康増進事業
 - ・ その他の国庫補助事業
 - ・ 市区町村の単独事業

2 費用の計上について

- 市区町村が地域づくりに資する事業のうち、複数のものを連携して一体的に実施する場合は、その実施に要する総費用を事業間で合理的な方法により按分できる。
- その方法は、国が例示するもののほか、市区町村の実情に応じて設定できる。

現行の各種相談支援事業の財政支援等の状況

	実施主体	事業の性質	国費の性質		地方財政法上の負担金への該当	実施自治体数	(センター等)設置箇所数
				負担割合			
介護 (地域包括支援センターの運営費)	市町村	義務的实施	義務的経費 (交付金)	国 38.5% 都道府県 19.25% 市町村 19.25% 一号保険料 23%	×	1,741市町村	5,079力所 (平成30年4月末時点)
障害 (基幹相談支援センター等機能強化事業) ＋ (障害者相談支援事業)	市町村 (複数市町村による共同実施可)	任意的実施 (基幹相談支援センター等の機能を強化する場合に実施)	裁量的経費 (補助金)	国 1／2以内 都道府県 1／4以内 市町村1／4	×	650市町村	719力所 (平成30年4月時点)
		義務的实施 (障害者相談支援事業)	(交付税)	—	×	1,741市町村	—
子ども (利用者支援事業基本型)	市町村	・地域子ども・子育て支援事業自体は市町村が行う「ものとする」とされている ・利用者支援事業を含め、実施する事業の組み方については自治体の任意	裁量的経費 (交付金)	国 1／3 都道府県 1／3 市町村 1／3	×	415市町村	720力所 (平成30年度交付決定力所数)
生活困窮 (生活困窮者自立相談支援事業)	都道府県・市・福祉事務所 設置町村	義務的实施	義務的経費 (負担金)	国 3／4 実施主体 1／4	○	902自治体 (都道府県・市・福祉事務所設置町村の合計)	1,324機関 (平成30年4月時点) 49

財政支援に関する考え方

- ◆相談支援など地域における支援体制の構築に対する財政支援の仕組みは、属性(制度)ごとに、事業の性格や、国による財政支援の性質などが異なる。
- ◆市町村による運用において一体的実施を進めるという現在の対応を超えて、市町村における柔軟な事業実施のための制度的な対応を図るためには、このような制度ごとの違いを整理した上で、新たな財政支援の仕組みを構築する必要がある。
- ◆その際、自治体における事業実施の柔軟性と、自治体による積極的な事業実施の支障とならないような財政保障を図りつつ、検討を行う必要があると考えられる。

＜論点 4＞包括的な支援体制の整備のあり方

- ◆ モデル事業においては、柔軟性や余白のある事業設計とすることで、
 - ・ 支援関係者の問題意識や自治体の規模や地域資源の状況に合わせ、それぞれの創意工夫のもと、相談機能・窓口や多機関協働の連携の中核の機能の配置を行う
 - ・ 一度整備した体制についても、振り返りや関係者間の議論を行うことで、試行錯誤しながら変更するなど、自治体の実情に合った包括的支援体制を整備することが可能となっている。
- ◆ 包括的支援体制の構築においては、このような自治体内における分野横断の議論や試行錯誤を行えるようなプロセスの柔軟性を価値の一つとして位置づけ、新たな制度の創設を検討する場合にも、自治体の裁量の幅を確保できるような設計とすべきと考えるが、いかがか。
- ◆ その際、国による財政支援についても、
 - ・ 地域の多様なニーズに合わせて、分野・属性横断的に一体的・柔軟に活用することができる
 - ・ 煩雑な事務処理を行うことなく支援を提供できるなど、一人ひとりのニーズや地域の個別性に基づいて、柔軟かつ円滑に支援が提供できるような仕組みを検討すべきと考えるがいかがか。
- ◆ 同時に、自治体における事業の実施の支障とならないよう留意しつつ、経費の性格の維持など国による財政保障のあり方にも十分配慮することが必要と考えられるが、いかがか。